

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

病院事業局事項

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年1月30日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 内視鏡関連機器 (内視鏡室) の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院設備・調達課 うるま市字宮 里281番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月7日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社アダチ 代表取締役 足立三朗 大阪府大阪市中央区内平野町三丁 目 2 番10号
- 5 落札金額 89,562,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年10月24日

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和6年1月30日

沖縄県監査委員 安慶名 均 沖縄県監査委員 新 垣 真 秀 沖縄県監査委員 上 原 章 子 沖縄県監査委員 Ш 内 末

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、一般財団法人沖縄県私学教育振興会ほか31団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和6年1月30日

沖縄県監査委員 安慶名 均

沖縄県監査委員	新	垣	真	秀
沖縄県監査委員	上	原		章
沖縄県監査委員	Ш	内	末	子

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

令和6年1月30日

 沖縄県監査委員
 安慶名
 均

 沖縄県監査委員
 新垣
 真
 秀

 沖縄県監査委員
 上原
 章

 沖縄県監査委員
 山内末子

発 行 所沖 縄 県 総 務 部総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階





定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

令和4年度定期監査の結果報告書

m

く財務・事務に関する事項>

次

今和4年度定期監査の結果報告書

令和6年1月 沖縄県監査委員

_	∞	13	18	20	20	21	22	22	23	25	25	25	26	27	28		30	31
第1 監査の概要	第2 監査の結果	第3 監査所見	第4 部局別の指摘事項 【各部局共涌】	[知事公室]	[総務部]	【環境部】	【子ども生活福祉部】	【保健医療部】	【農林水産部】	【商工労働部】	【文化観光スポーツ部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【土木建築部】	【出納事務局】	[病院事業局]	【教育庁】	<工事に関する事項>	第1 監査の概要	第2 監査の結果及び所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
																V		

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準(令和2年沖縄県監査委員告示第1号)に準拠して、監査を実施した。

く財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和4年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間
- ア 実地監査 令和5年1月11日から同年8月21日まで
- 書面監査 令和5年7月21日から同年9月29日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- 2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 会計年度任用職員の給与の支給について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(1) 実地監査

監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 書面監査

監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取 する方法により実施した。

別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

	□ A 機 関 数 機 関 数 実地監査 書面監査		公 室 7 7 6 1	務 部 17 17 15 2	0 6 6 0 0 回	境 部 6 6 6 0	生活福祉部 21 21 19 2	医療部 18 18 16 2	水産部 43 43 0	労働部 14 14 0	とスポーツ部 8 8 0	建築部 23 23 0	事務局 2 2 0	業 局 9 9 6 3	事業局 9 9 0	育 庁 104 104 62 42	本部 48 39 9	·委員会 8 8 0	
Ι		:	知 事 公	総務	企画	塌境	子ども生活福	保健医猪		商工労働	文化観光スポーツ部	上 不 確 築	出納 事彩	企業	病院事業	教 育	黎 祭 本		<

※令和4年度定期監査は、過年度において、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施したことを踏まえ、3年連続の書面監査を避けるため実地監査に変更した機関がある。

 $\frac{1}{1}$

別表2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

l		2:4			
酮	査 実 施 機 関	実	៕	i 査 実 施 機 関	施斯
知事公室	室 本庁各課	令和5年5月16~17日 "7月25日	R	本庁各課	令和5年5月30~31日、6月2日、9日、16日
44	本庁各課(総務事務 センターを除く)	令和5年5月24~26日 "7月25日	(E	衛生環境研究所	л 3月9日 л 5月17日
彩	総務事務センター	л 6 月21∼22日 л 7 月25日		北部保健所	л 2月9日 л 4月12日
m)	宮古事務所各課	<i>"</i> 4月18~19日	保健匠	中部保健所	// 2月17日// 4月19日
	八重山事務所各課	″ 4月20~21日		南部保健所	л 2月24日 л 4月28日
を 語 品	名護県税事務所	л 4月26日 л 7月6日		宫古保健所	л 2月15日 л 4月24日
П	コザ県税事務所	л 4月12日		八重山保健所	// 2月16日// 4月10日
那	那霸県税事務所	// 4月18日	ш	中央食肉衛生検査所	л 3月2日
Ė	動車税事務所	" 6 Я 20 В	R	本庁各課	令和5年7月18~21日 "8月15日
企画部	本庁各課	令和5年5月23~26日 "7月27日	T 7	北部農林水産振興 センター各課	» 2 Я21∼22В, 3 Я 1 В » 4 Я 25 В
職事 十	本庁各課	令和5年5月18~19日 "7月27日	(#u 7	宮古農林水産振興 センター各課	# 5月9~12日 # 7月11日
	動物愛護管理センター	л 2月14日 л 4月28日		八重山農林水産振興 センター各課	# 5月9~12日 # 7月19日
*	本庁各課	令和5年7月4~7日 // 8月18日	1	農業研究センター	л 3月7日 л 5月31日
뀨	北部福祉事務所	л 2月9日 л 5月19日	<u>≡</u> € 47	農業研究センター 名護支所	л 3月1日 л 4月12日
#	中部福祉事務所	л 2月17日 л 5月24日		農業研究センター 宮古島支所	л 2月8日
.—	南部福祉事務所	л 2月24日 л 5月11日	杯水產	農業研究センター 石垣支所	л 2月9日 л 6月14日
	宮古福祉事務所	л 2月14日 л 5月23日		畜産研究センター	日6日8 11
生活!	八重山福祉事務所	л 2月15日 л 4月10日	N K	森林資源研究センター	л 2月16日 л 6月19日
	女性相談所	л 2月28日 л 6月9日	R	水産海洋技術センター	л 3月7日 л 5月31日
	若夏学院	л 3月1日 л 5月9日	777	水産海洋技術センター 石垣支所	л 2月10日 л 6月14日
#	中央児童相談所	// 4月12日	<i>*</i>	海洋深層水研究所	л 2月3日 л 4月17日
П	ザ児童相談所	ル 4月12日	ш	中央卸売市場	л 3月16日 л 5月16日
#	平和祈念資料館	л 3月10日 л 5月11日	ш	中央家畜保健衛生所	л 3月2日 л 6月21日

一	家畜衛生試験場 病害虫防除技術 センター 中部農業改良普及 センター センター ロンター 中部農業改良普及 センター 中部農業改良普及 センター 中部農業大学校 南部農業大学校 南部農林土木事務所 南部農林土木事務所	令和5年2月16日 " 4月11日 " 2月15日 " 3月3日 " 5月9日 " 5月17日 " 5月17日 " 7月6日 " 4月28日 " 4月38日 " 4月38日 " 4月38日 " 4月38日 " 4月38日 " 4月38日 " 4月38日 " 4月38日 " 3月7日	土木 建築 部 出 ***	八重山土木事務所 下地島空港管理事務所 下地島空港管理事務所	令和5年4月20~21日 " 4月20日
	(良センター 1,15万除技術 1,15万除技術 1,15万除技術 2,15万 2,15万 2,15万 2,15万 2,15万 2,15万 2,15万 2,15万 3,15万 3,150 3	2 月15日 3 月 3 日 5 月 9 日 3 月 8 日 5 月17日 3 月 3 日 4 月 28 日 7 月 6 日 3 月 14~15 5 月 30 日 4 月 13~14	大 世 新 田 王		4 A 20
	150 除技術 170 除技術 170 除技術 170	3 # 3 # 5 # 5 # 9 # 3 # 8 # 5 # 17 # 8 # 1 # 17 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 #	福 丑		
	 ○ (本文) ○ (本文)<td>3 3 8 B 5 17 B 18 18 18 18 18 18 18</td><td>丑</td><td>一个四十分四</td><td>// 4月27日</td>	3 3 8 B 5 17 B 18 18 18 18 18 18 18	丑	一个四十分四	// 4月27日
	業業改良普及 、「学校 と株土木事務所 と株土木事務所 と株土木事務所 に業事務所 に業事務所 に業まる。	3 J 3 B 4 J 28 B 7 J 6 B 3 J 14 ~ 15 5 J 30 B 4 J 13 ~ 14 B 13 ~ 1	L	出納事務局	令和5年6月20日 "7月24日
	、学校 場林土木事務所 場林土木事務所 「大業事務所 「業事務所 「業事務所」	4 # 28 # 7 # 6 # 3 # 14~15 5 # 30 # 4 # 13~14 # 3 # 7 # 8 # 3 # 7 # 8 # 9 # 9 # 9 # 9 # 9 # 9 # 9 # 9 # 9		本庁各課	令和5年7月5~6日 // 8月7日
中 権 端 :	を を を を を を を を を を を を を を	3 月 14~15 5 月 30 日 4 月 13~14 3 月 7 日	企業局	久志浄水管理事務所	』2月21日
南部農	§林土木事務所 **業事務所 **業をシター	4 月 13~14 3 月 7 日	?	北谷浄水管理事務所	и 2月22日
	k業事務所 (業センター	3月7		本庁各課	令和5年7月11~13日 "8月14日
再部种		n 6月21日		北部病院	″ 6 月15日∼16日
栽培漁		л 2月28日	派:	中部病院	日8~日9日9 //
本庁各課	業	令和5年6月5∼9日 "8月15日	院事業	南部医療センター・ こども医療センター	и 6 月20∼22日
大阪事務所	1 務所	л 2月17日 л 4月28日	Œ	精和病院	″ 6 月13日∼14日
超 日	工業技術センター	л 3月16日 л 5月10日		宮古病院	″ 6 月29∼30日
11	に芸振興センター	л 2月14日		八重山病院	″ 6 月27∼28日
	具志川職業能力開発校	л 3月8日 л 5月30日		本庁各課	令和5年6月12~15日 "8月16日
浦添職	浦添職業能力開発校	л 3月14日 л 6月9日		国頭教育事務所	и 1月19日
本庁各課	禁	今和5年5月30~31日、6月2日、5日、9日 11 8月18日		中頭教育事務所	# 2月1日 # 5月10日
博物館	き・美術館	л 3月8日 л 5月16日	ă	那覇教育事務所	и 1月25日
本庁各課	業	令和5年7月10~14日 "8月7日	教育庁	島尻教育事務所	и 1月31日
	北部土木事務所	л 3月9∼10日 л 5月19日	3	宫古教育事務所	л 2月3日 л 5月23日
十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	中部土木事務所	л 3月14~15日 л 5月24日		八重山教育事務所	л 2月3日
	南部土木事務所	// 4月13~14日 // 7月11日		総合教育センター	// 1月31日 // 6月13日
向上	宮古土木事務所	// 4月18~19日		離島児童生徒支援 センター	// 1月11日 // 2月9日

-4-

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	医有美筋期日
[野座高等学校	年1月18日 3月14日	縄工業高等学	1 月 24 日 3 月 20 日
石川高等学校	л 1月18日 л 2月8日	那覇商業高等学校	л 1月18日
前原高等学校	л 2月1日	南部商業高等学校	1 Д 13 В
読谷高等学校	1月12日	八重山商工高等学校	11 2月7日
嘉手納高等学校	л 1月12日 л 2月8日	沖縄水産高等学校	л 1月11日 л 2月10日
コザ高等学校	л 1,325 В 3,36 В 3,46	泊高等学校	л 1,318 В 6,313 В 6,313
北中城高等学校	л 1, Д 26 П	宮古総合実業高等学校	л 2月2日 л 4月24日
北谷高等学校	и 1,327. В 3,317.	沖縄ろう学校	1 Д 27 П
宜野湾高等学校	л 2月7日 л 4月19日	桜野特別支援学校	л 1月20日 л 3月14日
那覇国際高等学校	л 1月24日	名護特別支援学校	л 1月19日 л 6月19日
首里高等学校	л 1月17日 л 2月13日	教 美咲特別支援学校 _本	л 1月25日
首里東高等学校	л 1,317 В 2,39 В 2,39	月 	л 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
真和志高等学校	л 1月24日 л 3月17日	森川特別支援学校	л 1月19日 л 2月15日
小禄高等学校	л 1月13日 л 2月28日	鏡が丘特別支援学校	л 1月19日 л 2月28日
豊見城南高等学校	и 1,812.В и 3,817.В	那覇特別支援学校	и 1月24日 и 6月9日
知念高等学校	л 1,817 В 2,810 В 2,810	那覇みらい支援学校	л 1,417 В 2,413 В 2,413
久米島高等学校	л 2月2日 л 4月17日	島尻特別支援学校	и 1, 113.18
八重山高等学校	и 1, 1, 26, В	西崎特別支援学校	л 1月11日 л 3月20日
北部農林高等学校	л 1月20日 л 3月17日	宮古特別支援学校	л 2月7日
中部農林高等学校	л 2月1日 л 4月11日	八重山特別支援学校	л 2月2日 л 3月20日
八重山農林高等学校	л 1 Д 27 Н л 3 Д 20 Н	中部農林高等支援学校	л 2月1日 л 4月11日
美里工業高等学校	л 1, 1, 26 В л 6, 1, 9, В	やえせ高等支援学校	// 1月13日

_								
監査実施期日	令和5年6月5日 <i>n</i> 7月21日	令和 5 年 4 月 21 日	令和5年6月9日 // 8月21日	令和5年4月27日 〃 7月14日	令和5年5月24日 〃 7月27日	令和5年7月21日 // 8月15日	令和5年7月21日 // 8月15日	令和5年7月10日 〃 8月7日
監査実施機関	議会事務局	監査委員事務局	人事委員会事務局	労働委員会事務局	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会 事務局	内水面漁場管理委員会 事務局	収用委員会事務局
監査実施期日	令和5年6月27日~30日 "8月4日	11 2月8日	』 2月10日	』 2月10日	日7月2 11	11 2月3日	11 2月8日	
監査実施機関	本部各課	警察学校	那覇警察署	浦添警察署	宜野湾警察署	嘉手納警察署	八重山警察署	
L			刺	□ 蔡 ★ #	恒			

注:1 監査対象機関は、令和5年4月1日現在で表記している。 2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

-9-

別表3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

						出山高等学校 本部高等学校 局等学校 球陽高等学校 高等学校 那覇高等学校 两原清等学校 向陽高等学校 来工产高等学校 中国原本等学校 向陽高等学校 本工产高等学校 等学校 相太濟產業高等学校 等学校 補統商業高等学校 特学校 相統商業高等学校	うるま警察署 石川警察署
自田町目√ノ矢町核関(よ、穴ぐノころり、め)シ。 同 名		東京事務所 自治研修所	身体障害者更生相談所 計量檢定所	総合精神保健福祉センター 北部食肉衛生検査所	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所	県立図書館 埋藤文化財センター 辺土名高等学校 北山高等学校 球陽 名護高等学校 具志川高等学校 陽明高等学校 海東高等学校 那覇 普天間高等学校 西原高等学校 陽明高等学校 浦添高等学校 那覇 那覇西高等学校 豊見城高等学校 開邦高等学校 南風原高等学校 永満高等学校 宣古高等学校 南那農林高等学校 新滿工業高等学校 自和農林高等学校 名護商工高等学校 南部農林高等学校 名護商工等等学校 具志川商業高等学校 中部商業高等学校 市瀬高 中部商業高等学校 補添商 海和富等技 はなさき支援学校 大平特別支援学校 陽明高等支援学校 南風原高等支援学校 陽明高等支援学校 陽明高等支援学校 開新高等校 時期中学校 時國原高等支援学校 馬爾高等校 馬爾高等校 馬爾高等校 馬爾高等校 馬爾高等校 馬爾高等校 馬爾高等校的 馬爾和中学校	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 える 名護警察署 本部警察署
	· □ ◇ □	総務部	子ども生活福祉部	保健医療部	企業局	楼 古 元	警察本部

監査の結果 第2

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部について是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。 指摘事項の概要は、次のとおりである。 指摘事項の概要は、次のとおりである。 指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

財務に関する事項
 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
一部の特別会計の財政運営が適 正でなかったもの	1	港湾課 (1機関)
予算執行伺に係る事務が適正で なかったもの	2	北部病院 中部病院 (2機関)
#=	3	(3機関)

収入に関するもの

(2)

指摘の内容	件数	機関名
調定又は納入通知書の発行が遅 延していたもの (各部局共通)	1	北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 (3機関)
調定に係る事務が適正でなかっ たもの	1	宫古病院 (1機関)
督促状を発行していなかったも の	2	中部土木事務所 中頭教育事務所 (2機関)
督促状の発行に関する事務手続 が適正でなかったもの	2	南部医療センター・こども医療センター 八重山病院(2機関)
国庫補助事業について国との必 要な手続きが漏れていたもの	1	港湾課 (1機関)
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	15	税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子とも家庭課 障害福祉課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 百古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課
医業未収金の徴収に努力を要す るもの	_	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 (7機関)
不納欠損に係る事務手続が適正 でなかったもの	4	北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 (4機関)

(3) 支出に関するもの

(3) 太田(二) 39000 計構の内容	年巻	機開久
大田負担行為の時期が適正でなかったもの(各部局共通)		地域·離島課 自然保護課 環境整備課 保健医療総務課 感染症総務課 感染症医療確保課 ワケチン・検査推進課 農政経済課 アジア経済戦略課 企業立地推進課 労働政策課 観光板興課 交流推進課 技術・建設業課 教育支援課
支出負担行為に係る事務が適正 でなかったもの (各部局共通)	1	財政課 環境再生課 青少年・子ども家庭課村づくり計画課 技術・建設業課 中部病院南部医療センター・こども医療センター(8 権関)
支出負担行為の合議の審査が適 正でなかったもの	1	宮古事務所総務課(1機関)
支出命令審査時の支出負担行為 の確認が適正でなかったもの	1	会計課 (1機関)
支出事務が適正でなかったもの	5	農業大学校 農業研究センター宮古島支所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 県立学校教育課 (5機関)
給与等が過不足払いとなってい たもの	9	中部保健所 農林水産総務課 病害虫防除技術センター 病院事業総務課 沖縄工業高等学校 西崎特別支援学校 (6機関)
資金前渡による支出事務が適正 でなかったもの	1	農業研究センター (1機関)
地方自治法等で定める手続を経ることなく、会計年度をまたい で事業を実施していたもの	П	感染症医療確保課 (1機関)
不経済な支出を行っていたもの	4	自治研修所 感染症医療確保課 ワクチン・検査推進課 北部病院 (4機関)
11/10	21	(44機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でな かったもの (各部局共通)	1	中央児童相談所 北部農林水産振興センター森林整備保全課 (2機関)
契約事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	コザ県税事務所 感染症医療確保課 中部農林土木事務所 中部病院 中部農林高等学校 八重山農林高等学校 沖縄水産高等学校 宮古総合実業高等学校 (8機関)
政令で認められていない理由で 随意契約を締結し、公示を行っ ていたもの	1	病院事業総務課 (1機関)
契約保証金に係る事務が適正で なかったもの	1	観光振興 課 (1機関)
契約書を作成していなかったも の	1	病院事業総務課 (1機関)
契約書の内容が適正でなかった もの	4	浦添職業能力開発校 北部病院、宮古病院、八重山病院 (4機関)
契約に定める手続が適正でな かったもの (各部局共通)	1	消費・くらし安全課 観光振興課 (2機関)
議会の議決が必要な財産の取得 について議会の議決を経ていな かったもの	1	ワクチン・検査推進課 (1機関)
繰越明許費に係る補正予算成立 前に契約を締結したため、契約 を解除していたもの	1	宫古土木事務所 (1機関)
711111	12	(21機関)

(5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
積算誤りにより過大な額で契約 を締結していたもの	1	北部農林水産振興センター森林整備保全課 (1機関)
1	1	(1機関)

南部保健所(1 機関)
(1 機
総務私学課 女性力・平和推 農業研究センター名護支所 空手振興課 スポーツ振興課 (8機関)
保健医療総務課 糖業農産課 農業研究センター名護支所 生涯学習振興課 (5機関)

-10-

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかっ たもの	3	防災危機管理課 農業研究センター名護支所 豊見城南高等学校 (3機関)
物品の処分手続が適正でなかっ たもの	1	中央家畜保健衛生所 (1機関)
備品貸付けの手続が適正でな かったもの	2	青少年・子ども家庭課 国民健康保険課(2機関)
生産物台帳が整備されていな かったもの	1	農業大学校 (1機関)
生産物台帳の管理が適正でな かったもの	1	八重山農林高等学校 (1機関)
動物台帳が整備されていなかっ たもの	1	衛生環境研究所 (1機関)
公印の用途が適正でなかったも の	1	名護県稅事務所 (1機関)
+	13	(24機関)

(7) その色

	課 ()		
	文化振興課 (1機関)	(1機関)	
仟剱	1	1	
信備の内谷	証拠書類を紛失していたもの	111111	

2 事務に関する事項

2 事務に関する事項		
指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったも の (各部局共通)	1	障害福祉課 中部保健所 病害虫防除技術センター都市計画・モノレール課 (4機関)
消防法に基づく防火管理体制が 適正でなかったもの	2	管財課(2件) (1機関)
車両損傷事故に関する和解等に ついて議会の議決を経ていな かったもの	1	道路管理課 (1機関)
公印の管理が適正でなかったも の	1	中部病院 (1機関)
私費会計 (入寮費、食材費) の 決算を実施していなかったもの	1	離島児童生徒支援センター (1機関)
11111	9	(富徽公)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

				国	務に関	財務に関する事項	严			事務		台	
部	局名	予算	似入	支出	契約	≢Ί	財産	その他	1111	ト する 事項	R4	R3	増減
知事	公						I		1		1	0	1
線	務部		4	2			I		7	2	6	10	ightharpoonup 1
솀	画								0		0	0	0
脈	境 部		1						1		1	1	0
子ども生	も生活福祉部		4				I		5		5	9	ightharpoonup 1
保健	医療部		1	4	1		3		6		6	0	6
標本	水産部		33	5		1	3		12		12	11	1
超工	労働 部		က		1				4		4	2	3
文化観光スポ	化スホ。ーツ部				1			П	2		2	1	1
*	建築部	1	5		1				7	1	×	∞	0
田	事務局			1					1		1	0	1
셈	業局								0		0	1	ightharpoonup 1
病院	事業局	2	∞	4	5				19	1	20	5	15
数	青 庁		1	33			2		9	1	2	3	4
一个	本部								0		0	0	0
事務局	• 委員会								0		0	0	0
各部	局共通		1	2	3		2		8	1	6	8	1
4	R4	3	31	21	12	1	13	1	82	9			88
I I	R3	2	25	15	2	2	13	1	60	1			61
畢	減	1	9	9	10	\triangle 1	0	0	22	9			27

-111-

-12-

第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、予算執行何の執行予定額を上回る支出をしているもの、調定等が遅れているもの、支出負担行為が遅れているもの、給与等の過不足払いがあるもの、予定価格調書を作成していないもの、公有財産台帳等に登載していないものなど、基本的な事務処理の誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

これらの事項は、事務処理マニュアルの活用や決裁の各段階におけるチェックが適切に行われていれば、避けることができたものと思われる。

また、議会の議決が必要な財産の取得について、議会の議決を経ていないものや、繰越明許費に係る補正予算成立前に契約を締結し、後日、契約を解除しているものがあった。

さらに、国庫補助金の予算執行に係る国に対する手続が適正でなかったため、本来、国から受けることができた補助金の受入れができず、一般財源等を充当する事例が、昨年度に引き続き発生した。

そのほか、二つの特別会計において、収支実績の確認が十分でなかったため、歳入が歳出に不足する事態となり、地方自治法の要求する期間内に繰上充用も行われなかった。この結果、出納整理期間経過後の令和5年10月に知事の専決処分により予算を措置し、繰上充用を行う事案が発生した。

病院事業局においては、担当者の多忙、認識不足等のため、収入、支出の基本的な財務事務が、複数の県立病院で決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあった。これらは、正規の手続によらない内部規律違反の不適正な事務処理であり、本庁機関も含め個別事案ごとに発生要因の検証を行い、速やかに是正措置を講じていただきたい。

財務事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を熟知、遵守し、それぞれ の職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力に関わらず、事 務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアル やチェック体制の整備、階層別研修の充実、現在再構築中の財務会計システムにおい て起案者のミスを防止する機能の拡充を図るなど組織的な対応が必要である。 加えて、内部統制制度を有効に活用し、財務事務の現状を点検、評価するとともに、 職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識して不断に必要な改善を 行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

1 予算事務の適正化について

(1) 執行管理について

予算執行伺は契約を締結する際の承認手続であり、予算執行伺には必要事項を適切に記載するとともに、沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年病院事業局管理規程第6号)等に基づき適正に決裁を受け、執行予定額を超過することのないよう予算の執行管理を徹底していただきたい。

(2) 特別会計における財政運営について

令和4年度決算において、宜野湾港整備事業特別会計が54万4,096円、中城湾港(新港地区)整備事業特別会計が64万4,574円、それぞれ歳入が歳出に不足する事態(いわゆる赤字)となった。

両特別会計においては、年度を通じた収支実績の確認作業が十分ではなかったため、歳入が歳出に不足する事態となり、出納整理期間中も当該事態を覚知するに至らず、翌年度の歳入を繰り上げて充用する措置をとることができなかった。

この結果、出納整理期間経過後の令和5年10月に知事の専決処分により予算を措置し、繰上充用を行うこととなった。

本件において、収支実績の確認が不十分であったため歳入が歳出に不足する事態が生じたこと、地方自治法の要求する期間内に繰上充用を行わなかったこと、善後措置の検討に時間を要したことは、不適正な財政運営と強く指摘されるものである。

当該事案の発生要因を分析し、事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止 策を講じていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は34億7,468万円で、前年度より5億2,556万円(17.8%)増加している。特別会計の収入未済額は28億470万円で、前年度より3億7,568万円(11.8%)減少している。

病院事業会計の医業未収金(個人負担分)は16億6,963万円で、前年度より7,042万円(4.4%)増加している。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められているが、依然として多額であるため、住民負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題である。今後とも、債権発生時の滞納防止対策や債権の特性、滞納者の実情を考慮した納付相談、償還指導等に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権

管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的で実効性のある 徴収対策を講ずることにより、その縮減と発生防止に努めていただきたい。 なお、新型コロナウイルス感染症対策として実施された貸付けについても償還が本格化しているが、社会経済情勢の変化を注視しながら、実務を担う関係機関・団体等との連携により状況の把握に努め、適切に対応していただきたい。

(2) 国庫補助金の適切な受入れについて

自主財源の乏しい本県においては、事業実施のための財源として国庫補助金等の受入事務は重要である。しかしながら、国に対する債務負担行為の設定手続や実績報告が適正でなかったため、本来、国から受けることができた補助金の受入れができず、一般財源等を充当する事例が昨年度に引き続き発生した。

国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県の財政に大きく影響し、県行政への信頼を損ねることになる。当該事案の発生要因を分析し、所要額を適時、確実に受け入れることができるよう、交付要綱など補助制度の熟知、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

(3) 調定及び収納について

使用料の調定について決裁権者の決裁を受けずに処理されているもの、納入期限の定めがある使用料について、調定や納入通知書の発行が遅れたため、収納が遅れているものが多数あった。

調定及び収納は、自主財源の確保を図る上で重要な手続であることから、財務規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為が大幅に遅れているもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っているもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

支出負担行為は、県が支払の義務を負う行為であり、支出命令に先行して必ず行うべき別個の行為として法定されたものである。また、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。)第55条で契約を締結するとき等に支出負担行為を行うこと、第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の

合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について、それぞれ定めている。

支出負担行為に関する事務を行う職員に対しては、手続の遅れ等が財務事務の重 大な不備につながりかねないことを十分に認識させるとともに、厳正な取扱いが図 られるよう繰り返し指導していただきたい。

(2) 給与支出事務について

報酬等について、6件延べ29名で合計252,084円の過払い、861,384円の不足払いがあった。

報酬等の支給に当たっては、誤りが起きやすいケースなど指摘内容の分析、チェックリストの作成、研修機会の確保等、効果的な対策を講じていただきたい。

(3) 不経済支出について

リース車両について、車両損傷時にレンタカー会社に対する報告等の適切な対応を行っていないため、修繕費用が車両保険適用外となり、不経済な支出を行っているもの等があった。

車両損傷時の関係機関への報告や運行前点検の徹底など、再発防止策を講じていただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していないもの、予定価格調書の金額が誤っているもの、見積書の徴取が適正でないもの、契約書の内容が適正でないもの、合理的な理由もなく分割して随意契約を締結しているもの等があった。

また、議会の議決が必要な財産の取得について、議会の議決を経ずに契約を締結しているものがあった。

関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

5 工事の積算について

工事における積算誤りにより、過大な額で契約を締結しているものがあった。チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

6 財産管理の適正化について

公有財産台帳に登載していないもの、備品の所在が不明となっているもの、備品の

貸付けの手続が行われていないもの、生産物台帳及び動物台帳が整備されていないもの等があった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県 規則第40号)、財務規則等に基づき、適正な管理を行っていただきたい。

7 事務の適正化について

(1) 勤務管理等について

会計年度任用職員について、出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除申請承認書等に基づき適切に整理されていないもの、勤務実態が労働条件通知書と異なっているものがあった。

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県訓令第8号)等 踏まえ、適正な勤務管理等を行っていただきたい。

(2) その他の事務について

車両損傷事故の和解等について議会の議決を経ていないもの、公印審査が行われず公印が使用されているもの、消防設備の修繕が行われていないもの等、不適正な事務が散見された。

関係法令等に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収 入] (1) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。

・土木建築部(北部土木事務所、中部土木事務所、南部土木事務所)

(1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れて

いるもの、契約期間終了後に行っているものがあった。

- ・企画部 (地域・離島課)
- 環境部(自然保護課、環境整備課)
- ・保健医療部(保健医療総務課、感染症総務課、感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課)
- · 農林水産部 (農政経済課)
- ・商工労働部(アジア経済戦略課、企業立地推進課、労働政策課)
- ・文化観光スポーツ部(観光政策課、観光振興課、交流推進課)
- ・土木建築部(技術・建設業課)
- ・教育庁 (教育支援課)
- ·警察本部 (宮古島警察署)

(2) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

ア 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合 議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- · 総務部 (財政課)
- · 環境部 (環境再生課)
- ・子ども生活福祉部(青少年・子ども家庭課)
 - ・農林水産部(村づくり計画課)
 - 土木建築部(技術・建設業課)
- - ・病院事業局(中部病院、南部医療センター・こども医療センター、八重山病 院)

±7 44-1

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

- ア 執行予定額が1件100万円以上の予算執行伺において、予定価格調書を作成していないものがあった。
- ・子ども生活福祉部(中央児童相談所)
- イ 予定価格を過大に積算したため、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。
 - ・農林水産部(北部農林水産振興センター森林整備保全課)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

- ア 見積書の徴取数が適正でないものがあった。
 - · 総務部 (コザ県税事務所)
- 保健医療部(感染症医療確保課)
- · 教育庁 (沖縄水産高等学校) 病院事業局(中部病院)
- 合理的な理由もなく分割して随意契約を締結しているものがあった。 \
 - ·教育庁 (八重山農林高等学校)
- ウ 入札手続を行う必要がある燃料供給契約について、随意契約により契約を締結 しているものがあった。
 - 教育庁(宮古総合実業高等学校)
- 予定価格を上回る金額で契約を締結しているものがあった。 Н
- 教育庁(中部農林高等学校)
- オ 工事の変更契約の締結に関連する軽微な設計変更が生じた場合に必要となる 設計変更打合せ簿の作成手続が適正でないものがあった。
- 農林水産部(中部農林土木事務所)

契約に定める手続が適正でなかったもの <u>ෆ</u>

事業計画書が提出されていないものがあった。

- ・子ども生活福祉部(消費・くらし安全課)

 - ・文化観光スポーツ部(観光振興課)

公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

- ア 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないも のがあった。
- ・ 南工労働部 (企業立地推進課)
- ・文化観光スポーツ部(スポーツ振興課)
- 土木建築部(都市公園課)
- イ 改修工事に伴う財産について、公有財産台帳への登載価格が誤っているものが あった。
- · 総務部 (総務私学課)
- ・子ども生活福祉部 (コザ児童相談所)
- 農林水産部(農業研究センター名護支所)
- ウ 公有財産台帳に工作物等の登載価格を誤って3桁多く登載しているものがあっ
- ・子ども生活福祉部(女性力・平和推進課)
- ・文化観光スポーツ部(空手振興課)

(2) 備品の管理が適正でなかったもの

- 重要備品が所在不明のものがあった。 2
- ・農林水産部(糖業農産課、農業研究センター名護支所)
- ・土木建築部(都市計画・モノレール課)
- ·教育庁(生涯学習振興課)
- イ 耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものが
 - 保健医療部(保健医療総務課) あった。

事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの

- 会計年度任用職員の出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除申請承認書等に基づき、 適切に整理されていないものがあった。 1
 - 子ども生活福祉部 (障害福祉課)
- 会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあった。 +
 - ·保健医療部 (中部保健所)
- ・農林水産部(病害虫防除技術センター)
- ・土木建築部(都市計画・モノレール課)

[知事公室]

1 財務に関する事項

厘 国

備品台帳の管理が適正でなかったもの $\widehat{\Xi}$

沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登 (防災危機管理課) 記が行われていないものがあった。

【総務部】

1 財務に関する事項

[坂 入]

徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

収入率 収入未済額 不納欠損額 収入済額 調定額

98.5 98. 7 1, 756, 846, 368 2, 194, 316, 638 121, 778, 597 107, 201, 739 令和3年度 142,107,939,780 140,242,983,958 令和 4 年度 148, 776, 586, 744 146, 477, 189, 855 104.4 104.7 対前年度比

稅務課、各県稅事務所、自動車稅事務所並びに宮古及び八重山事務所県稅課)

イ 土地貸付料 (一般会計)

(管財課) 対前年度増減率 $\triangle 6.2\%$ 調定額に対する割合 収入未済額 41,678,459円

土地貸付料(所有者不明土地管理特別会計) Ţ.

(管財課) 対前年度増減率 調定額に対する割合 20.4% 5,632,344円 収入未済額

収納に係る事務が適正でなかったもの (V)

今和4年6月13日に窓口において収納した現金が現金出納簿等の金額を10,000円 (名護県税事務所) 超過していた。

支出負担行為の合議の審査が適正でなかったもの

かったことから、繰越明許費に係る補正予算成立前に契約が締結されているものが あった。 (宮古事務所総務課) 委託契約に係る支出負担行為について、所属年度等の審査が適正に行われていな

不経済な支出を行っていたもの <u>(2</u>

再任用職員の雇用保険加入手続が漏れていたため行った雇用保険被保険者資格の 遡及取得手続において、追徴金を含めて社会保険料を支払っていた。

(自治研修所)

世

公印の用途が適正でなかったもの $\widehat{\Xi}$

(名護県税事務所) 公印を私的団体の預金口座の届出印として使用していた。

事務に関する事項 N

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

- (管財課) アー速やかに改修を行う必要がある消防設備等点検報告書の不備事項について、 部修繕が行われていなかった。
- イ 消防の立入検査結果において、消防法(昭和23年法律第186号)第36条に基づ き防災管理が特に必要な建築物において年1回実施する必要がある本庁舎の防災 管理点検及び報告について、平成29年6月以降なされていない旨の指摘を受けて (管財課)

【環境部】

財務に関する事項

<[년

- 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの $\widehat{\Xi}$
- 次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

(環境整備課) 対前年度増減率 調定額に対する割合 83,609,944円 行政代執行に係る求償費用

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[译 入]

- 次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの
- (保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所) 調定額に対する割合 対前年度増減率 58.2% 199, 198, 545円 収入未済額 生活保護費返還金 K

母子父子寡婦福祉資金

貸付金元利収入

83,837,659円

(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所) 41.8%

各福祉事務所及び各児童相談所) 19.3%74.9%(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、 40,414,827円 児童福祉施設負担金

4

心身障害者扶養共済事業負担金 Н

16,682,020円

75.1%

(障害福祉課) 0.02%

三

備品貸付けの手続が適正でなかったもの

委託事業者が使用する県有備品について、貸付けの手続がなされていないものが (青少年・子ども家庭課) あった。

【保健医療部】

財務に関する事項

証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

収納の実態が無いにもかかわらず、証紙収納簿に記載されているものがあった。 (衛生薬務課)

K

給与等が不足払いとなっていたもの

会計年度任用職員延べ13人の休日勤務手当相当分の報酬について、合計318,536 (中部保健所) 円の不足払いとなっていた。 (2) 地方自治法等で定める手続を経ることなく、会計年度をまたいで事業を実施して

年度内に完了できなかった委託業務について、年度内完了分の精算処理又は繰越 手続を行わず、会計年度をまたいで事業を実施しているものがあった。

(感染症医療確保課)

(3) 不経済な支出を行っていたもの

無償修理が可能なリース期間内に車両の修繕を行わなかったため、修繕料を支払っていた。 (感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課)

「契約

1) 議会の議決が必要な財産の取得について議会の議決を経ていなかったもの

予定価格が7,000万円以上の財産の取得は議会の議決が必要であるが、議会の議決を経ずに取得しているものがあった。 (ワクチン・検査推進課)

世 出

(1) 公有財産の管理が適正でなかったもの

行政財産である土地について、地役権の設定に係る使用許可を行わずに土地を使用させていたため、本来受けることができた使用料が得られていなかった。

(南部保健所)

(2) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

県有備品(取得価格8,416,046円)について、関連団体への貸付けの手続がなされていないものがあった。

(3) 動物台帳が整備されていなかったもの

飼育するハブ等について、動物台帳が整備されていなかった。

(衛生環境研究所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[長 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

ア 農業改良資金

収入未済額 調定額に対する割合

対前年度増減率

(農政経済課)

 $\triangle 6.0\%$

94.0%

232,894,176円

貸付金元利収入

△4.1% (水産課)

95.9%

貸付金元利収入 30,692,329円

沿岸漁業改善資金

証紙収納に係る事務が適正でなかったもの 漁港使用料について沖縄県漁港管理条例(昭和50年沖縄県条例第33号)に基づき 前納しなければならないが、大幅に遅れて収納しているものがあった。

(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

出土

(1) 支出事務が適正でなかったもの

ア 消耗品の購入に係る過年度支出について、検査調書の記載内容が不適正である ほか、一部費用については職員の私費による支払が行われているものがあった。 (農業大学校)

イ 委託契約書において、委託料の請求及び支払は1か月ごとに行うこととなっているが、数箇月分まとめて支払を行っているものがあった。

(農業研究センター宮古島支所)

(2) 給与等が不足払いとなっていたもの

報酬等について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 会計年度任用職員の通勤手当相当分の費用弁償の支給に当たって、支給要件の 適用を誤ったため、52,836円の不足払いとなっているものがあった。

(農林水産総務課)

会計年度任用職員の休日勤務手当相当分の報酬の支給に当たって、320,812円の不足払いとなっているものがあった。(病害虫防除技術センター)

資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

電気料の支出において、財務規則に規定されていない者に資金前渡しており、私費による振込手数料の支払が行われているものがあった。 (農業研究センター)

[量 日

(1) 積算誤りにより過大な額で契約を締結していたもの

建設工事の積算において、直接人件費を二重に計上したため、過大な額で契約を 締結しているものがあった。 (北部農林水産振興センター森林整備保全課)

[財産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

農業研究センター名護支所改築工事で整備した音響設備について、備品台帳への登録が行われていなかった。

(2) 物品の処分手続が適正でなかったもの

実験台等6件の備品(台帳価格合計1,918,000円)の処分に当たって、物品処分 伺をしていなかった。

(3) 生産物台帳が整備されていなかったもの

果樹類、花き類、野菜類等の生産物について、生産物台帳が整備されていなかった。

【商工労働部】

財務に関する事項

[

徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

収入未済額

小規模企業者等設備導入資金

調定額に対する割合 対前年度増減率

K

(中小企業支援課) 85.9% 2, 209, 255, 111円 貸付金元利収入

建物明渡訴訟に係る損害金 74,804,994円

 \checkmark

104.8%100.0%

(企業立地推進課)

国際物流拠点産業集積地域那覇地区 1

損害金等

28.7% 49,987,440円

(企業立地推進課)

契約書の内容が適正でなかったもの $\widehat{\Xi}$

契約書の契約保証金を免除する法令等の条項を契約者との協議や適正な決裁手続 (浦添職業能力開発校) を行わずに加筆しているものがあった。

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

(1) 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

契約保証金について、契約履行後に納入通知書を発行し、受け入れているものが (観光振興課)

[その他]

(1) 証拠書類を紛失していたもの

(文化振興課) 行政財産使用料に係る調定調書を紛失しているものがあった。

【土木建築部】

財務に関する事項

[予 算]

一部の特別会計の財政運営が適正でなかったもの $\widehat{\Xi}$

出に不足する事態となり、出納整理期間中は収支実績の確認が不十分であったため、 当該事態を覚知せず、出納整理期間内に繰上充用が行われなかった。この結果、令 一部の特別会計において、歳入決算見込額の算定に誤りがあったため、歳入が歳 和5年10月知事の専決処分により繰上充用を行っていた。

徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの $\widehat{\Xi}$

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

△7.5% (住宅課) 対前年度増減率 調定額に対する割合 7.6% 410,342,380日 収入未済額 県営住宅使用料 0.3% (住宅課) 9.6%

県営住宅駐車場使用料 31,764,777円

督促状を発行していなかったもの

<u>(7</u>

納入期限到来後21日以上経過している港湾施設使用料(宜野湾港マリーナ)につい (中部土木事務所) て、督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。

国庫補助事業について国との必要な手続が漏れていたもの

港湾改修費に係る国庫補助金の受入れに必要な国庫債務負担行為の設定や補助金 交付申請の手続を行わずに事業を実施したため、本来受けることができた国庫補助 港湾課) 金の受入ができなくなっていた。 <u>ෆ</u>

証紙収納に係る事務が適正でなかったもの 4

屋外広告物変更許可申請書に誤って添付された収入証紙に消印処理を行った後、 職員が別の屋外広告物許可申請書に再貼付し、処理しているものがあった。

(南部土木事務所)

[契約]

繰越明許費に係る補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除していたも $\widehat{\Xi}$

調査業務委託について、補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除してい 繰越明許費に係る補正予算の議会議決を経てから契約を締結する必要がある土質 (宫古土木事務所) るものがあった。

事務に関する事項 N

(1) 車両損傷事故に関する和解等について議会の議決を経ていなかったもの

地方自治法に基づき和解及び損害賠償の額を定める場合は、議会の議決が必要 であるが、車両損傷事故に関する和解等について、議会の議決を経ていなかった。

(道路管理課)

【出納事務局】

財務に関する事項

(1) 支出命令審査時の支出負担行為の確認が適正でなかったもの

議会の議決が必要な7,000万円以上の財産の取得に係る支出命令の審査に際して、 議会の議決の有無について、支出負担行為に係る確認が不十分であったため、議会 の議決を経ずに支払が行われているものがあった。

[病院事業局]

1 財務に関する事項

予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。

(北部病院、中部病院)

医業未収金の徴収に努力を要するもの $\widehat{\Xi}$

令和4年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より70,423,235円 (4.4%) 増加し1,669,634,449円となっていた。 (病院事業経営課、各県立病院)

調定に係る事務が適正でなかったもの <u>(2</u>

行政財産の使用許可に係る使用料の調定について、決裁権者の決裁を受けずに処 埋されているものがあった。

督促状の発行に関する事務手続が適正でなかったもの <u>ෆ</u>

督促状の発行について、決裁を受けずに処理されているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター、八重山病院)

不納欠損に係る事務手続が適正でなかったもの <u>4</u>

個人負担分医業未収金に係る不納欠損処分について、決裁権者の決裁を受けずに 処理されているものがあった。

(北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院)

(1) 支出事務が適正でなかったもの

ア 委託契約書において、委託料の請求及び支払は1か月ごとに行うこととなって いるが、数箇月分まとめて請求書を受領し、支払を行っているものがあった。 イ 請負契約における支払で、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあ (南部医療センター・こども医療センター)

(2) 給与等が不足払いとなっていたもの

(病院事業総務課) 再任用職員に係る通勤手当の支給に当たって、支給要件の適用を誤ったため、 169, 200円の不足払いとなっていた。

不経済な支出を行っていたもの

ているにもかかわらず、リース料金とは別に修繕料22,990円を支払っているものが リース期間内における車両の故障・事故修理に係る費用は、リース料金に含まれ (北部病院) あった。

政令で認められていない理由で随意契約を締結し、公示を行っていたもの $\widehat{\Xi}$

政府調達に関する協定(WTO協定)に基づき行われる特定調達契約については、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 第372号)に基づき、随意契約とすることができる理由が定められているが、病院 総務システムの調達においては、政令で認められていない理由により、随意契約を (病院事業総務課) 締結し、その公示を行っていた。

契約書を作成していなかったもの <u>(2</u>

単価契約については、契約書の作成が必要であるが、作成されていないものがあ (病院事業総務課)

契約書の内容が適正でなかったもの

医業未収金回収業務委託契約において、契約書に成功報酬以外に実費を負担する (北部病院、宮古病院、八重山病院) ことについて明記されていなかった。

事務に関する事項 N

(1) 公印の管理が適正でなかったもの

諸証明書無料交付申請書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないま (中部病院) ま公印が使用され、文書が作成されているものがあった。

【教育庁】

1 財務に関する事項

[坂 入]

督促状を発行していなかったもの $\widehat{\Xi}$

給料、通勤手当等の過払いによる返納について、納入期限到来後3ヶ月以上督促 状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。

中頭教育事務所)

K

(中部病院)

支出事務が適正でなかったもの $\widehat{\Box}$

外部講師への費用弁償について、所得税を源泉徴収せずに支払っているものがあ 県立学校教育課)

給与等が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっ ているものが次のとおりあった。

ア 1か月間勤務実績が無い職員の管理職手当の支給に当たって、158,800円の過 (沖縄工業高等学校) 払いとなっていた。 イ 臨時任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったた (西崎特別支援学校) め、93,284円の過払いとなっていた。

-30-

[財 産](1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

タブレット端末 (22台) の取得金額について、購入総額によりそれぞれ登記して (豊見城南高等学校)

生産物台帳の管理が適正でなかったもの <u>(7</u>

牛・豚の頭数と生産物台帳の頭数が一致していなかった。

(八重山農林高等学校)

事務に関する事項 Ø

(1) 私費会計(入寮費、食材費)の決算を実施していなかったもの

寮生から徴収している私費(入寮費及び食材費)について、令和2年度及び令和3年度の決算及び保護者への報告を実施していなかった。

(離島児童生徒支援センター)

く工事に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- 令和4年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度について も監査の対象とした。 (1) 監査対象年度
- 令和5年8月22日から同年9月26日まで 監査実施期間 (2)

2 監査の実施機関及び実施状況

土木建築部6機関、農林水産部4機関、企業局1機関の計11機関 の27工事を対象として監査を実施した。 (1) 監査実施機関

監査実施状況 (2)

監査実施機関	監査実施期日	工事名
施設建築課	令和5年8月31日	陽明高校校舎改築工事 (建築1工区)
	$\sim 9 \mathrm{H} 1 \mathrm{H}$	県営南風原団地建替工事(第3期・建築3工区)
		沖縄県栽培漁業センター再構築工事 (建築2工区)
	令和5年9月19日	幾械)
	$\sim 9 \mathrm{H} 20 \mathrm{H}$	県営南風原団地建替工事(第3期・機械)
		陽明高校校舎改築工事(電気)
		県営南風原団地建替工事(第3期・電気)
北部土木事務	令和5年8月23日	本部港(本部地区)岸壁(-10.5m)整備工事(R3
所	~8月24日	-5)
		世富慶急傾斜地崩壊対策工事 (R3)
外型	令和5年9月11日	那覇北中城線 (幸地~翁長) 道路改良工事 (R3-
所	~ 9 月12日	2)
		幸地インター線橋梁整備工事(A・Dランプ下部工A
		2)
		比屋根 (2) 急傾斜地災害復旧工事(令和3年災4
		号)
南部土木事務	令和5年9月25日	那覇大橋橋梁整備工事 (R3-1)
所	$\sim 9 \mathrm{H} 26 \mathrm{H}$	R 3 南部東道路橋梁上部工工事(雄樋川橋-2)
		南風原兼城地すべり緊急改築工事(R3-1)
宫古土木事務 所	令和5年9月6日	平良下地島空港線道路改良工事(R3-2)
下水道事務所	令和5年9月21日	宜野湾浄化センター第3系2号汚泥消化タンク築造工
		事 (R3-2)
北部農林水産	令和5年9月13日	県立農業大学校移転準備工事 (R3-2)
振興センター	$\sim 9\ \mathrm{月14}\ \mathrm{H}$	数久田緊急予防治山工事
中部農林土木	令和5年9月21日	津堅地区ファームポンド建設工事 (R3-2)
事務所	$\sim 9~\mathrm{H}22~\mathrm{H}$	
南部農林土木	令和5年9月4日	真壁南地区洪水調整池工事 (R3)
事務所	\sim 9 \upmu 5 \upmu	糸満漁港(北地区)防風柵及び用排水工事(R3-
		2)

監査実施機関	監査実施期日	工事名
宮古農林水産	令和5年9月5日	宮古農林水産 令和5年9月5日 佐良浜漁港東防波堤機能保全工事 (R3)
振興センター	令和5年9月7日	6設工事 (
		(3-1)
		狭間地区畑地かんがい施設工事 (R3-1)
企業局建設課	令和5年8月22日	令和5年8月22日 本部~伊江送水管布設工事 (その2)
	令和5年9月19日	Janta.
	~ 9 月 20 日	

監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考として実施した。

第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われているが、その一部について是正又は改善を要するものが認められたことから、次のとおり指摘事項として掲記する。 今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 県立農業大学校移転準備工事(R3-2)において、当初設計に、赤土等流出防止施設の計上が漏れていたことの確認不足や、掘削土が利用困難な土質であったことから土砂運搬先を変更したため運搬距離が増加したことなどにより、変更後の契約金額が当初の157.8%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。 (北部農林水産振興センター農業水産整備課)

2 安全・安心への配慮が必要なもの

- (1) 比屋根(2)急傾斜地災害復旧工事(令和3年災4号)において、削孔液を使用せずに空堀によりH鋼杭打設を施工していたが、削孔液を使用しない施工は、孔壁が保持されることを計算書で確認して行うべきで、今後は工法の安全性の確認を徹底する必要がある。 (中部土木事務所)
- (2)数人田緊急予防治山工事において、施工計画書に荒天時の留意点や工事中止基準が示されていなかった。今後は受注者に施工計画書への記載を指導する必要がある。

(北部農林水産振興センター森林整備保全課)

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4





定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

令和4年度財政的援助団体等監査の結果報告書

ш

狹

Inde/
盢
₹
в
4
74
姐
-
_
١
無
4

合和4年度財政的援助団体等監査の結果報告書

	П	監査の対象年度及び実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, ,
	0	監査の実施団体及び実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	က	監査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	監査の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
2		監査の結果及び所見	
	\vdash	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.
	2	監査所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(C)		監査実施団体の財政的援助等の概要	
	П	一般財団法人沖縄県私学教育振興会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(-
	2	学校法人沖縄三育学院 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ಣ	学校法人昭和薬科大学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	00
	4	学校法人興南学園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	00
	rC	学校法人尚学学園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0,
	9	那覇空港ビルディング株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	7	イノベーションサポート沖縄株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	∞	公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	6	公益財団法人沖縄県平和祈念財団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	10	公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Η
	\Box	社会医療法人仁愛会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	12	公益財団法人沖縄県農業振興公社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	13	一般財団法人沖縄県水産公社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	14	沖縄県信用保証協会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Π
	15	那覇空港貨物ターミナル株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\overline{}$
	16	那覇商工会議所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	П
	17	沖縄県商工会連合会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\overline{}$
	18	株式会社沖縄ダイケン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ţ
	19	公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Η
	20	去人沖縄県	Τ
	21	クマネ	$\overline{}$
	22	沖縄都市モノレール株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Τ
	23	人米島空港ターミナルビル株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$^{\circ}$
	24	株式会社トラステック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$^{\circ}$
	25	株式会社丸将 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	c_1
	26	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$^{\circ}$
	27	名護中央公園管理共同企業体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	c_1
	28	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$^{\circ}$
	29	種苗協	$^{\circ}$
	30	14/	$^{\circ}$
	31	、うるま市シ	$^{\circ}$
	39	一郎な田洋 / 沖縄 17.2.7 米屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C

月 🗖

令和 6 年] 沖縄県監査

第1 監査の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準(令和2年沖縄県監査委員告示第1号)に準拠して、監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 合和4年度
- (2) 監査実施期間 今和5年9月1日から同年11月29日まで

2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領の別記1「財政的援助団体等 監査実施選定基準」に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

	監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
7790	総務部所管		
1	一般財団法人沖繩県私学教育振興会	令和5年9月7日	出資・補助金
2	学校法人沖縄三青学院	令和5年9月1日	補助金
ಣ	学校法人昭和薬科大学	令和5年9月12日	補助金
4	学校法人興南学園	令和5年9月6日	補助金
5	学校法人尚学学園	令和5年9月8日	補助金
, ,	企画部所管		
9	那覇空港ビルディング株式会社	令和5年9月12日 令和5年11月9日	出資・貸付金
7	イノベーションサポート沖縄株式会社 (沖縄ライフサイエンス研究センター)	令和5年9月8日	指定管理
111	子ども生活福祉部所管		
∞	公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会	令和5年9月5日	出資・補助金
1.1.	子ども生活福祉部・土木建築部所管		
6	公益財団法人沖繩県平和祈念財団 (平和の磯) (平和祈念公園)	令和5年9月13日	指定管理・補助金
*	保健医療部所管		
10	公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団	令和5年9月14日	河
11	社会医療法人仁愛会	令和5年9月15日	補助金
	農林水産部所管		
12	公益財団法人沖縄県農業振興公社	令和5年9月14日	出資・補助金
13	,一般財団法人沖繩県水産公社	令和5年9月15日	出資
177	商工労働部所管		
14	,沖縄県信用保証協会	令和5年9月12日	出資・補助金 損失補償
15	那覇空港貨物ターミナル株式会社	令和5年9月13日 令和5年11月29日	出資・貸付金
16	那覇商工会議所	令和5年9月6日	補助金
17	沖縄県商工会連合会	令和5年9月7日	補助金

= 6 =

監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
 商工労働部・土木建築部所管		
株式会社沖縄ダイケン (沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区)	令和5年9月14日 及び9月15日	:

-			_
	監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
極	商工労働部・土木建築部所管		
00	株式会社沖縄ダイケン (沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区) (沖縄1丁津粱パーク施設)	令和5年9月14日 及び9月15日	指定管理
	(県民広場地下駐車場) (てだこ浦西駅バークアンドライド駐車場)	令和5年11月6日	
×	文化観光スポーツ部所管		
6	公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	令和5年9月20日	出資
00	公立大学法人沖縄県立芸術大学	令和5年9月22日 及び9月25日	出資・補助金
		令和5年11月6日	
×	文化観光スポーツ部・土木建築部所管		
- 1	奥武山パークマネジメント (沖縄県立奥武山総合運動場) (奥武山公園)	令和5年9月20日	指定管理
H	土木建築部所管		
- 23	沖縄都市モノレール株式会社	令和5年9月22日 令和5年11月6日	出資・補助金 貸付金
63	久米島空港ターミナルビル株式会社	令和5年9月20日	田岡
4.	株式会社トラステック (沖縄県総合運動公園)	令和5年9月25日 令和5年11月29日	指定管理
52	株式会社丸将 (金武湾港宇堅海浜公園)	令和5年9月26日	指定管理
93	- 般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー (海軍壕公園)	令和5年9月7日 令和5年11月29日	指定管理
7.2	名護中央公園管理共同企業体 (名護中央公園)	令和5年9月8日	指定管理
- 83	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 (浦添大公園、中城公園)	令和5年9月25日 令和5年11月9日	指定管理
62	沖縄県緑化種苗協同組合 (バンナ公園)	令和5年9月26日	指定管理
000	住宅情報センター株式会社 (県営住宅:宮古地区、八重山地区)	令和5年9月21日	指定管理
敷	教育庁所管		
31	公益社団法人うるま市シルバー人材センター (沖縄県立石川青少年の家)	令和5年9月1日	指定管理
22	一般社団法人沖縄じんぶん考房 (沖縄県立玉城青少年の家)	令和5年9月5日	指定管理
	合計 32団体		

注:監査実施団体欄の[)書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。 注:監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日で ある。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿っ て行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要する 前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団 ものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

(1) 会計事務に改善を要するもの

ア 那覇空港貨物ターミナル株式会社では、平成26年5月から令和4年5月まで の株主配当金に係る源泉徴収事務に誤りがあり、非課税団体への株主配当金から (商工労働部所管) 所得税を 14,886,180 円源泉徴収していた。

イ 公立大学法人沖縄県立芸術大学では、次のとおり手当の認定等が適正ではな かった。

(7) 各手当の認定について、決裁を経ていなかった。

(4) 県の関係例規等を準用しているが、県の各手当の規則に定められている認 定簿を整備していなかった。 (文化観光スポーツ部所管)

の算定を漏らしたため、96,000円の不足払いとなっているものがあった。

(土木建築部所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

- (7) 株式会社沖縄ダイケン (てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場) では、勤 務する職員が、令和5年3月から6月にかけて、利用者から受領した定期利用 (土木建築部所管) 料 39, 400 円 (10 件) を着服していた。
- (4) 奥武山ペークマネジメント (沖縄県立奥武山総合運動場) では、基本協定書 第27条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体 とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(文化観光スポーツ部所管)

より県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できない ものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していない (ウ) 株式会社トラステック (沖縄県総合運動公園) では、基本協定書第 24 条に ものがあった。

また、指定管理料で購入した備品について、同条で定める備品台帳への登録

がなされていなかった。

(土木建築部所管)

また、指定管理料で購入した備品について、同条で定める備品台帳が作成されていなかった。 (土木建築部所管) (オ) 名護中央公園管理共同企業体(名護中央公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

また、県において、貸与備品への物品管理シールの貼付がなされていないものがあった。 (土木建築部所管)

(4) 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社(浦添大公園及び中城公園)では、基本協定書(浦添大公園第24条、中城公園第26条)により県から無償貸与されている物品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(土木建築部所管)

(4) 沖縄県緑化種苗協同組合(バンナ公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(ク) 公益社団法人うるま市シルバー人材センター (沖縄県立石川青少年の家)では、基本協定書第29条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

また、指定管理料で購入した備品について、同協定書第30条で定める備品 台帳が作成されていなかった。

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

沖縄県都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)第25条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、沖縄県総合運動公園、海軍壕公園、名護中央公園、浦添大公園、中城公園及びバンナ公園について当該告示がなされていなかった。

2 監査所見

令和4年度の財政的援助団体等の監査において、財政的援助等に係る出納その他の 事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部 の団体においては、会計事務や公の施設の管理に是正又は改善を要するものが認めら れた。 県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、株主配当金に係る源泉徴収事務に誤りが あったもの、手当の認定・支給事務が適正に行われていなかったものがあった。 各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともに チェック体制の強化など、再発防止策を徹底する必要がある。 県においては、団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、利用者から受領した定期利用料を着服していたものがあったほか、備品管理が不適正となっているものが多数あり、県においては、利用料金の告示がなされていないものがあった。

公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者においては、各種法令や基本協定等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理、チェック体制の強化など、適切な施設の管理・運営に努める必要がある。

また、県においては、関係法令に基づき、適切な施設の管理・運営と利用者の利 便性向上が図られるよう指導・監督を徹底するとともに、県が行うべき事務は適正 に処理していただきたい。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務 が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・ 監督に努めていただきたい。 また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めるとともに、補助事業の実績確認を厳正に行っていただきゃい、

公の施設の管理については、県が行うべき事務を適正に処理するとともに、指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが、安定的、継続的に提供され更なる向上が図られるよう、施設の管理・運営について指導・監督を行い、併せて、指定管理団体の経営状況の把握に努めていただきたい。

監査実施団体の財政的援助等の概要 第3

一般財団法人沖縄県私学教育振興会 (出資·補助金)

事業の概要 Ξ

修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、昭和43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団沖1人44671~

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 融資あつせん事業② 助成事業
 - 退職資金給付事業

財政的援助等の内容 ন

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

基本金への出資

基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。

補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)

(単位:円) に基づく補助金は、次のとおりである。

续	損に係近立
事業内容	私立学校教職員に る退職金の積立
補助金額	125, 015, 958
対象事業費	385, 867, 870
分	沖縄県私立学校教職員退職金掛金補 助金
M	沖縄県私立学校署 助金

华校张人苔鑑川南华院(補野金) a

補助の目的 Ξ

业 県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、 内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、 校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校及び中学校を設置しており、令和4年5月1日現在にお ける児童・生徒数は小学校が99人、中学校が53人、合計152人となっている。

補助事業の内容 <u>a</u>

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則(昭和48年沖縄県規 則第53号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位:円)

X A	4	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助) 沖縄県私立学校運営費補助会	金 金	166, 494, 000	103,255,000 人件費、管理経費	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費 人件費 教育研究終費
ニー・アン・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	援事業	9, 567, 431	1, 448, 000	光熱費、送迎用車両 料費
令		178, 359, 431	105, 946, 000	

学校法人昭和薬科大学(補助金) ო

補助の目的 Ξ

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要す る経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に中学校及び高等学校を設置しており、令和4年5月1日現在における 生徒数は中学校が644人、高等学校が599人となっている。

補助事業の内容

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等 の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。 <u>a</u>

(単位:円)

	398, 626, 000	761, 529, 313	il a	҉
料費				補助金
光熱費、送迎用車両燃	5, 588, 000	35, 713, 011	(特別補助) 私立学校等物価高騰対策支援事業	(特別補助) 私立学校等物(
管理経費、設備費 人件費、教育研究経費	1, 160, 000	6, 345, 360	(一般補助) 沖縄県私立学校運営費補助金	(一般補助) 沖縄県私立学4
人件費、靿	391, 878, 000	719, 470, 942	沖縄県私立学校運営費補助金	沖縄県私立学権
事業内容	補助金額	対象事業費	∜	M

学校法人興南学園 (補助金)

補助の目的 Ξ

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要す る経費について補助金を交付している

∞ |

補助事業の内容

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等 の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位:円)

	育研究経費 34備費	5 m 文 育研究経費	業	送迎用車両燃	
事業内容	人件費、教育研9 管理経費 設備費	802,000 人件費、教育研究経費	1,386,200 授業料軽減事業		
補助金額	507,159,000 人件費、教育研究経費 管理経費 跨備費	802,000	1, 386, 200	2,747,000 光熱費、料費、	512, 094, 200
対象事業費	863, 287, 000	1, 896, 800	1, 491, 800	17, 878, 433	884, 554, 033
分	>運営費補助金	泛運営費補助金	、中心曲め) 沖縄県私立学校授業料軽減費補助金	私立学校等物価高騰対策支援事業 補助金	抽
$ \mathbf{x} $	沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	、	(147年) (147年) (147年) (147年) (147年)	私立学校等物価 補助金	₪

5 学校法人尚学学園(補助金)

補助の目的 Ξ

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発達を促進するため、県内に私 立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要す る経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に中学校及び高等学校を設置しており、令和4年5月1日現在における 生徒数は中学校が835人、高等学校が1,106人となっている。

補助事業の内容 <u>N</u>

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等 の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位:円)

	626, 567, 000	1, 682, 167, 480	榅
光熱費、送迎用車両燃 料費	5,175,000 光熱費、料費	38, 809, 480	私立学校等物価高騰対策支援事業 補助金
336,000 授業料軽減事業	336, 000	336, 000	(特別補助) 沖縄県私立学校授業料軽減費補助金
618, 276, 000 人件費、教育研究経費 管理経費、設備費 2, 780, 000 人件費、管理経費		1, 623, 703, 000 19, 319, 000	沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助) 沖縄県私立学校運営費補助金 /************************************
事業内容	補助金額	対象事業費	区分
(11: ===)			

那覇空港ビルディング株式会社(出資・貸付金) 9

事業の概要

当法人は、那覇空港における旅客ターミナルビルの整備及び管理運営に当たるため、平成4 年12月1日に第三セクター方式により設立された。 那覇空港は、国際交流拠点の形成、本県の基幹産業である観光リゾート産業の振興など県経 済の自立的発展を図るための基盤として位置づけられており、国内線及び県内路線網の拠点空 港として重要であることから、公共性、利便性、快適性を確保するとともに、我が国の南の交 流拠点に相応しい旅客ターミナルの管理運営を行っている。

令和4年度における乗降客数は、国内線で1,582万人(対前年度比 97.9%増)、国際線で40 万6千人(対前年度比 皆増)となっている。

令和4年度に完成した主要設備は次のとおりである。

国内線浸水対策工事

国内線特定天井改修工事 (3階チケットロビー南側)

国際線DFS店舗改修工事 Θ Θ Θ Θ Θ

国内線保安検查機器(X線検查装置 国際線保安検查機器(X線検查装置

2 ⊕ ⊕

国際線共用チェックイン端末

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付けを行っている。

資本金の出資

発行済株式48,000株のうち、12,000株、議決権比率25.0%を出資している。

貸付金の状況

令和4年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとお

(単位:円)

		令和4年度	1年度	开开
A N		貸付金	償還金	平侵不烧局
那覇空港新国際線旅客ターミ ナルジル	- ₹ 356, 302, 000	0	54, 814, 000	301, 488, 000
ノルこル세楽工事事業 那覇空港際内連結ターミナル 施設整備事業	.7L 634, 484, 000	0	55, 172, 000	579, 312, 000
和	990, 786, 000	0	109, 986, 000	880, 800, 000

7 イノペーションサポート沖縄株式会社(公の施設の指定管理)

事業の概要

当法人は、沖縄ライフサイエンス研究センターの管理運営に当たることを目的として令和2 年10月に設立された。

県は、沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例(平成24年沖縄県条例第57号)第3条の規定により、当法人を指定管理者として令和3年度から沖縄ライフサイエ ンス研究センターの管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

① 利用の許可、許可取消等に関する業務

利用料金の収受等に関する業務

センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 ⊗ ∞

財政的援助等の内容

沖縄ライフサイエンス研究センターの管理に関する基本協定書第35条に基づき利用料金を当 法人の収入とし、第37条に基づき利用料金等収入をもって本業務の実施に係る費用を賄ってい るほか、同協定書第60条に基づき自主事業を実施している。

当法人は同協定書第38条に基づき納付金13,092,130円を県に納付している。

公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会(出資・補助金) ω

Ξ

当法人は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活をすることができるよう援助することを目的として、昭和37年9月に 設立され、昭和49年2月に財団法人沖縄県老人クラブ連合会として認可された。平成24年4月 から公益財団法人に移行し、現在に至っている。

- 令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。
- 各地区・市町村及び単位老人クラブリーダー研修会の実施
- 市町村老連幹部研修会の実施
- 市町村老人クラブ女性リーダー研修会の実施
 - 老人クラブ大会の開催
 - 老人の意見発表大会の開催
- 老人福祉作文コンクールの実施
- 老人の日・老人週間への協力
- 市町村老人クラブ事業に対する指導・助言
 - 高齢者相互支援事業の推進
- 健康増進のためのグラウンドゴルフ大会等の実施
- 老人スポーツ大会、作品展、芸能祭等への協力
 - 介護予防体操普及推進事業の推進

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

基本金の出資 r

基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。

補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりで

(単位:円)

l⊠l	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県在宅老人福祉事業費 補助金	[祉事業費	20, 774, 868	20, 774, 000	
地域づくりの担い手となる 人材育成推進事業費補助金	手となる費補助金	116, 729	58, 000	老人作品文化展事業 老人芸能祭事業 等 第43回沖縄県老人の意見 発表大会 第47回沖縄県老人福祉作
∜ □	1	20, 891, 597	20,832,000	対コンクール

公益財団法人沖縄県平和祈念財団(公の施設の指定管理・補助金) တ

事業の概要

当法人は、沖縄全戦没者の御霊を奉慰顕彰し、霊域を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和32年10月に発足し、昭和35年6月に財団法人となった。昭和47年に財団法 人沖縄県戦没者慰霊奉賛会、平成18年7月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称し、平成25年 4月に公益財団法人へ移行した。

県は、沖縄県平和祈念資料館及び平和の磯の設置及び管理に関する条例(平成12年沖縄県条 例第11号) 第13条及び沖縄県都市公園条例 (昭和52年沖縄県条例第41号) 第17条の規定により、 当法人を指定管理者として平成18年度から平和の礎及び平和祈念公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- 沖縄全戦没者の慰霊に関する事業
- 霊域及び関連施設の維持管理等に関する事業
- 平和の発信に関する事業 $\Theta \otimes \Theta$
- 平和祈念公園及び平和の礎の指定管理に関する事業

財政的援助等の内容 <u>8</u>

県は、当法人に対し次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりで 補助金の交付

(単位:円)

事業内容	戦跡慰霊の清掃管理事業
補助金額	7, 100, 000
対象事業費	31, 537, 000
X	接護事業補助金

指定管理料の交付

当法人に対し、平和祈念公園の管理に関する年度協定書第4条の規定に基づき交付した指 定管理料は37,207,000円、平和祈念公園の管理に関する基本協定書第42条の規定に基づき交 付した追加的経費は22,025,190円となっている。

なお、同基本協定書第34条から第36条までの規定に基づく令和4年度の施設利用収入額は 121,940円となっている。

また、当法人に対し、平和の礎の管理に関する年度協定書第4条の規定に基づき交付した 指定管理料は、20,822,000円となっている。

10 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団(出資)

事業の概要 \exists

当法人は、県民の保健及び医療の向上と福祉の増進に関する事業を行い、もって本県の保健 医療福祉に寄与することを目的として、昭和49年3月に設立された。 令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

① 健康づくり運動普及啓発事業及び健康づくり活動団体等への助成に関する事業
 ② 腎臓等の臓器移植普及促進に関する事業
 ③ 病児や付添家族の滞在施設であるファミリーハウスの管理運営に関する事業
 ④ 勤労者の福祉の向上等に取り組む団体への助成に関する事業
 ⑤ 施設の貸付及び温泉の利用に関する事業

県は、当法人に対して基本財産3,505,000,000円の全額を出資している。 また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している

11 社会医療法人仁愛会(補助金)

補助の目的 Ξ

県は、沖縄県医療計画等に基づき、教命教急センターの医師・看護師が搭乗する教急医療用へリコプター(ドクターへり)を活用することにより、傷病者の迅速な処置と病院収容までの 時間短縮を図り、救命率の向上及び後遺症の軽減に努め、離島・へき地の住民が安心して暮ら せる医療体制の整備を図るため沖縄県救急医療対策費補助金、ヘリコプター等添乗医師等派遣 協力病院支援事業補助金、医師派遣推進事業補助金及び沖縄県救急病院運営費等補助金を交付 している。

補助事業の内容 ন

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりであ

日 い 分 女 全 配 国	330, 005, 000	1, 580, 095, 731	抽
47, 688, 000 教命教急センター運	47, 688, 000	1, 275, 825, 236	沖縄県救急病院運営費等補助金
2,096,000 医師派遣経費	2, 096, 000	11, 748, 748	医師派遣推進事業補助金
師確保経費等 運営経費	新確保経 2,080,000 運営経費	6, 778, 512	へリコプター等添乗医師等派遣協力 中陸士校事業特別会
278,141,000 ドクターヘリ運航経 費、搭乗医師・看護	278, 141, 000	285, 743, 235	沖縄県救急医療対策費補助金
事業内容	補助金額	対象事業費	K A
(単位:円)			

12 公益財団法人沖縄県農業振興公社(出資・補助金)

事業の概要 Ξ

化の促進、農業基盤の整備、農業の担い手となる青年農業者等の育成及び確保等を推進し、農 当法人は、沖縄県における農業・農村の特続的発展のため、農用地の利用の効率化及び高度 昭和48年8月に設立された。平成23年11月11日に、財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会と 業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、 合併し、同月22日に沖縄県青年農業者等育成センターとして知事の指定を受けた。

また、平成25年4月1日に公益法人への移行に伴い、名称を「公益財団法人沖縄県農業振興 公社」へ変更し、平成26年3月27日に農地中間管理機構として知事の指定を受けた。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- 遊休農地解消緊急対策事業
- 農地保有合理化促進事業(担い手支援タイプ等) ※継続分のみ ① 農地中間管理事業② 遊休農地解消緊急対③ 農地保有合理化促進④ 農地中間管理事業の
 - 農地中間管理事業の特例(農地売買等事業)

- 一般農地売買事業 (公社単独事業)
- 畜産担い手育成総合整備事業 666666
 - 不発弹等事前探查事業
- 農業後継者育成確保事業
- 沖縄県青年農業者等育成センター事業
- 農業経営法人化支援総合事業(農業経営者サポート事業)業務受託事業
- 沖縄県農業次世代人材投資事業(準備型)及び新規畑人資金支援事業(就農準備資金) 業務受託事業

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金の交付を行っている。

正味財産への出資

基本財産へ充当した正味財産33,500,000円のうち17,100,000円、51.0%を出資している。 また、それ以外に特定資産として370,500,000円を出資している。

補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりで

(単位:円)

☆	対象事業費	補助金額	事業內容
沖縄県農地中間管理機構事業補助金	106, 293, 190	106, 293, 190	農用地の集団化等のなみの単の
沖縄県農地売買支援事業補助金	3, 431, 714	3, 431, 714	んめの辰九忠貞旧農用地の集団化等のなみの無田地主
畜産担い手育成総合整備事業補助金	491, 582, 700	416, 343, 000	ための辰角地が貝 畜産農家の経営規模 eth+年
不発彈等事前探查事業	8, 283, 000	8, 283, 000	の近へ寺 不発暉の事前探査
農業後継者育成確保事業補助金	17, 141, 290	11, 296, 000	農業後継者の育成確
沖縄県農業生産・経営対策事業補助金	5,000,000	5, 000, 000	床す 青年等の就農促進等
合計	631, 731, 894	550, 646, 904	

一般財団法人沖縄県水産公社(出資) 3

事業の概要 Ξ

県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利を向上させ、もって消費者への水産物の安 定供給と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和56年1月に県、糸満市及び漁業 当法人は、漁業の生産振興に資するための事業を推進し、併せて関連産業の振興を図り、 団体等により財団法人として設立され、平成26年4月に一般財団法人に移行した。

令和4年10月からは、沖縄県から高度衛生管理型荷捌施設を借用し、地方卸売市場を開設・ 運営している。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- 市場事業 Θ
- 漁港管理受託事業
- 賃貸事業 (漁具資材倉庫、クレーン及びフォークリフト) ⊘ ⊙ ⊕
 - 自動販売機等事業

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して250,000,000円を出資したが、平成25年度に累積欠損金を処理したため、現在は基本財産に充当した指定正味財産30,000,000円のうち23,511,000円、78.4%を出資 している。

14 沖縄県信用保証協会(出資・補助金・損失補償)

事業の概要 \exists

当法人は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の 円滑化を図ることを目的として、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形 の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証、中小企業者等が発行する 社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証等を行っている。

令和4年度の主な事業実績は、保証承諾額59,396百万円、保証債務残高300,655百万円、代 位弁済額 (元利) 2,351百万円となっている。

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等を交付している。

基本金の出資

基本金13,900,851,892円のうち、4,474,308,062円(32.2%)を出資している。

損失補償金の交付

損失補償契約に基づき、121,856,281円を交付している。

補助金の交付 4

沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金382,310,000円を交付している。

(単位:円)

☆	対象事業費	補助金額	事業内容
県単融資制度資金損失補償金	433, 756, 468	121, 856, 281	121,856,281 小規模企業対策資金等
沖縄県信用保証料補填補助金	64, 068, 796, 694	382, 310, 000	1.5冥笠 382, 310, 000 信用保証料補填補助
和	64, 502, 553, 162	504, 166, 281	

那覇空港貨物ターミナル株式会社(出資・貸付金) 15

事業の概要 \exists

平成21年4月10日に那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する 事業等を目的に設立された。 当法人は、

- 令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

 ① 那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業

 ② 不動産の管理・賃貸に関する事業

 ③ 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供

 ④ 建物及び電気・給排水、空気調整等、保安、運転管理

<u>8</u>

財政的援助等の内容 県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに事業資金の貸付けを行っている。

- 資本金の出資
- 資本金1,000,000,000円のうち、250,000,000円、25%を出資している。
 - 貸付金の状況
- 令和4年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとお りである。

É	Η	
		1
(_	'

İ	<	张 在 审士操宣	令和4年,	年度	开开
ব	R	則牛及不沒同	貸付金	償還金	吳 木 次
新貨物ターミナル建設事業	ナル建設事業	280, 016, 000	0	93, 332, 000	186, 684, 000

補助の目的

 Ξ

小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大き な役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業経営 県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく 支援事業費補助金を交付している。

また、県内の中小企業者の円滑な事業承継の促進、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目 的に各種補助金を交付している。

補助事業の概要 <u>8</u>

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりであ

(単位:円)

137	108, 260, 137	118, 589, 585	
雇用環境の改善に資す る事業			
	319, 800	320, 624	沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金
000 事業承継診断及び事業 承継計画策定支援等	840,000	840,000	事業承継円滑化支援事業補助金
107,100,337 小規模事業者の経営改 善発達の支援等		117, 428, 961	沖縄県小規模事業経営支援事業費補 助金
事業内容	補助金額	対象事業費	区分

17 沖縄県商工会連合会(補助金)

補助の目的 Ξ

県は、県内における商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的 とする当連合会に対し、小規模事業の振興と安定に寄与するため、小規模事業者の経営又は技 術の改善発達のための事業に要する経費等について補助金を交付している。

補助事業の概要

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりであ

(単位:円)

M	4	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業経営支援事業費補 助金	[営支援事業費補	1, 151, 869, 074	947, 384, 967	小規模事業者の経営改 善発達の支援等
沖縄雇用·経営基盤強化事業補助金	強化事業補助 金	6, 980, 135	6, 474, 800	経営基盤の強化を図り 雇用環境の改善に資す る事業
∜ □	#100	1, 158, 849, 209	953, 859, 767	

18 株式会社沖縄ダイケン(公の施設の指定管理)

事業の概要 Ξ

号) 第3条の規定により平成19年度から県民広場地下駐車場、令和元年度からてだこ浦西駅パ 県は、当法人を指定管理者として、沖縄県自動車駐車場管理条例(平成10年沖縄県条例第16 **一クアンドライド駐車場、沖縄ⅠT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例(平成21年沖** 縄県条例第21号)第3条の規定により平成25年度から沖縄1T津梁パーク施設、沖縄国際物流 拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年沖縄県条例第42号)第3条の 規定により令和3年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。

① 県民広場地下駐車場の利用料金の収受等、施設の維持及び修繕、施設利用に関する業務 令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金の収受等、施設の維特及び修繕、 (N)

設利用に関する業務等

管理運営業務等 沖縄1T津梁パーク施設の使用許可手続、使用料等の徴収、維持管理、 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設管理、施設運営支援等 (10)

(2) 財政的援助等の内容

ア 県民広場地下駐車場の管理運営に関する基本協定書第40条に基づき、利用料金等を当法人 の収入とし、第44条に基づき、利用料金等の収入をもって、本業務の実施に係る費用を賄っ ている。

また、年度協定書第5条に基づき固定納付金51,799,000円を県に納付している。

利用料金等を当法人の収入とし、第43条に基づき、利用料金等の収入をもって、本業務の実 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の管理運営に関する基本協定書第39条に基づき、 施に係る費用を賄っている。 /

県が沖縄 1 丁津梁パーク施設の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対 また、当法人は年度協定書第5条に基づき、剰余納付金14,500,000円を県に納付している。

エー県が沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する年度協定書第4条に基づ いて当法人に対し交付した指定管理料は、94,968,000円となっている。 し交付した指定管理料は、78,199,000円となっている。

19 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団(出資)

事業の概要

Ξ

業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62 当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内における芸術文化の振興に関する必要な助成事 年11月4日に財団法人として設立され、平成25年7月1日に公益財団法人へ移行している。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援 $\Theta \otimes \Theta$

沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与

地域社会の芸術活動に対する助成

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産524,770,680円のうち、400,000,000円、76.2%を出資してい

公立大学法人沖縄県立芸術大学(出資・補助金) 20

事業の概要

の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的な創造力及び 応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的に、昭和61年に開学し、令和3年4月に公立大学法人へ移行している。 当法人は、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が創り上げてきた個性の美と人類普遍

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

① 大学の設置及び管理に関する業務

② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う業務 ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の

者との連携による教育研究活動を行う業務

公開講座の開設その他の学生以外の者に対し学習の機会を提供する業務 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務 4 (D

財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。 資本金の出資

県は、当法人に対して資本金6,612,500,000円の全額を現物出資している。

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりで 補助金の交付

(単位・円)

	1, 436, 854, 760	1, 436, 854, 760	11/102.	ᡇ
教育環境の整備、教 育水準の向上	119, 600, 000	119, 600, 000	資文均並 公立大学法人沖縄県立芸術大学施設 整備費補助金	寅次10 金 公立大学法人洋 整備費補助金
1,317,254,760 大学運営に係る経費		1, 317, 254, 760	公立大学法人沖縄県立芸術大学運営	公立大学法人祥
事業内容	補助金額	対象事業費	农	×
(11:34)				

21 奥武山パークマネジメント(公の施設の指定管理)

事業の概要 Ξ

当共同体は、沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理運営に当たることを目的とし て令和2年10月に設立された。県は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例 (平成17年沖縄県条例第28号) 第3条及び沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当共同体 を指定管理者として令和3年度から沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理を行わせ

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- 管理施設の利用料金の徴収に関する業務
- 管理施設等の維持管理に関する業務
 - スポーツの普及・振興に係る業務

財政的援助等の内容 ন

県は、当共同体に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

- ア 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当共同体に 交付した指定管理料 (業務実施費) は、181,600,000円、沖縄県立奥武山総合運動場の管理 運営に関する基本協定書第47条第2項に基づいて交付した指定管理料(不可抗力に起因する 工事) は、1,206,260円となっている。
- イ 奥武山公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同体に交付した指定管理率 (業務実施費)は、50,100,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理 料(不可抗力に起因する工事)は、23,451,201円となっている。

なお、令和4年度の施設利用料収入額は、沖縄県立奥武山総合運動場36,172,200円、奥武 山公園2,303,975円となっている。

沖縄都市モノレール株式会社(出資・補助金・貸付金) 22

事業の概要 Ξ

定速性の確保ができる都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に 沖縄県と那覇市、その他23の民間企業の出資(第三セクター方式)により設立され、平成15年 8月10日に那覇空港駅から首里駅の間12.9kmで開業。その後首里駅からてだこ浦西駅まで延 伸し、令和元年10月1日に那覇空港駅からてだこ浦西駅の間17.0kmで開業した。 当法人は、定時、

令和4年度における1日平均乗客数は4万6,326人で、前年度の1日平均乗客数3万2,263人 に比べて、43.6%増加している。

財政的援助等の内容 <u>a</u>

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付け 資本金の出資 を行っている。

県は、当法人に対する出資金総額13,862,200,000円のうち、5,264,420,000円、38.0%を 出資している。

なお、令和4年1月19日に臨時株主総会での承認を得て、無償減資と欠損補填を組み合わ せた資本政策を実施したことにより、資本金は10,720,000,000円から100,000,000円となっ ている。

補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりで

(単位:円)

 \boxtimes

物価高騰等による電 気料金上昇への支援 企画乗車券の割引等 **ホノレール3** 国鑑成 事業内容 車輌製造等 R3繰1, 340, 143, 000 8, 730, 000 2, 693, 498, 000 3, 956, 000 R4 1, 353, 355, 000 2, 706, 184, 000 補助金額 R4 4, 993, 000, 000 7, 715, 101, 000 7,673,285,000 R3繰2, 680, 285, 000 33,904,000 7,912,000 対象事業費 観光2次交通等利便性向上体制構築 事業補助金 沖縄都市モノレール運行継続支援事 沖縄都市モノレール事業補助金 尔 盂 ᅒ

貸付金の状況

4

業補助金

令和4年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位:円)

₹ 4	当年中来	令和.	令和4年度	年 年 井 路 庁
	即十次不次同	貸付金	償還金	十⁄关小汉司
都市モノレール建設事業 答会は社会	4, 267, 290, 000	0	104, 000, 000	4, 163, 290, 000
はまちょう 都市ホノレール整備資金 なたる	2, 310, 000, 000	0	0	2, 310, 000, 000
貝い形 都市モノレール事業資金 な年や	41, 384, 500	0	0	41, 384, 500
真い歩 都市モノレール3両化導 入加速化事業資金貸付金	5, 800, 000	31, 900, 000	0	37, 700, 000
合	6, 624, 474, 500	31, 900, 000	104, 000, 000	6, 552, 374, 500

23 久米島空港ターミナルビル株式会社(出資)

事業の概要 Ξ

当法人は、久米島空港を中型ジェット機対応の空港として整備する中、久米島空港ターミナ ルビルの管理運営に当たるため、平成9年2月に第三セクター方式により設立された。

令和4年度における乗降客数は202,215人で、前年度に比べ63,092人(45.3%)増加してい

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① ターミナルビルの維持管理業務
- 土産品店、事務所等の貸室事業 (N) (C)
- 壁面広告、自動販売機設置等の附帯業務

財政的援助等の内容 県は当法人に対して、資本金294,000,000円のうち、135,000,000円、45.9%を出資している。

24 株式会社トラステック(公の施設の指定管理)

事業の概要 Ξ

当法人は、公共の公園、体育施設の利用者に対するサービスの更なる向上を目的に、 運営管理業務の専門会社として、平成20年4月に設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、平成21年度から平成26年度までの6年間を法人、平成27年度から令和元年度までの5年間を当法人を代表とする共同企業体、令和2年 当法人、平成27年度から令和元年度までの5年間を当法人を代表とする共同企業体、 度から当法人を指定管理者として沖縄県総合運動公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務 ① 管理施設の使用許可に関する業務② 利用料金の徴収に関する業務③ 公園の施設及び附属設備等の維持

財政的援助等の内容

県が沖縄県総合運動公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交 付した指定管理料 (業務実施費) は、324,000,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付 した指定管理料 (不可抗力に起因する工事) は、550,000円、沖縄県総合運動公園の管理に関 する基本協定書第18条第2項に基づいて交付した指定管理料 (大規模修繕等) は、33,030,124 円となっている。

なお、令和4年度の施設利用収入額は、99,137,597円となっている

株式会社丸将(公の施設の指定管理) 22

事業の概要 Ξ

当法人は、環境保護や地域社会の健全な成長を促進し、本県の特続可能な未来へ貢献するこ となどを目的として、令和2年2月に設立された。

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例(平成12年沖縄県条例第48号)第3条の 規定により、当法人を指定管理者として令和4年度から金武港湾宇堅海浜公園の管理を行わせ ている。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。 ① 海浜公園の施設の維特及び修繕に関する業務 ② 海浜公園利用者の安全管理等の業務 ③ 有料施設の利用許可、利用料金の収受等に関す

- 有料施設の利用許可、利用料金の収受等に関する業務

財政的援助等の内容

は、第51条第2項に基づき指定管理料 (不可抗力に起因する工事)、3,058,000円を交付して 第45条に基づき利用料金等収入をもって本業務の実施に係る費用を賄うこととしているが、県 金武湾港宇堅海浜公園の管理に関する協定書第43条に基づき利用料金を当法人の収入とし、 520

自主事業を実施している。 同協定書第20条に基づき、 また、

令和4年度の利用料金収入額は、1,546,300円となっている。

一般財団法人沖縄観光コンペンションピューロー(公の施設の指定管理) 26

事業の概要 \exists

もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増 進に寄与することを目的として、平成8年4月に(財)沖縄ビジターズビューロー、(財)沖 ションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンシ 当法人は、沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき沖縄県への観光客とコンベン 縄コンベンツョンセンター及びオキナワコンベンツョンビューロー(任意団体)が統合されて 発足したものである。 ョンの振興を図り、

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から 海軍壕公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりであ

- 管理施設の使用許可に関する業務
- 利用料金の徴収に関する業務
- 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務 $\Theta \otimes \Theta$

財政的援助等の内容

<u>(2)</u>

県が海軍壕公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料 (業務実施費)は、16,829,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管 理料 (不可抗力に起因する工事) は、110,000円、海軍壕公園の管理に関する基本協定書第18 条第2項に基づいて交付した指定管理料(大規模修繕等)は、22,880,000円となっている。

なお、令和4年度の利用料金収入額は、1,289,762円となっている。

名護中央公園管理共同企業体(公の施設の指定管理) 27

事業の概要 Ξ

令和2年1月に沖縄文化スポーツイノベーション株式会社と名護自然動 植物公園株式会社の2社で設立された。 当共同体は、

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、令和2年度から当共同体を指定管理者とし て名護中央公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- 管理施設の使用許可に関する業務
 - 利用料金の徴収に関する業務 $\Theta \otimes \Theta$
- 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

財政的援助等の内容 ন

県が名護中央公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料(業務実施費)は、25,800,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指 定管理料(不可抗力に起因する工事)は、621,720円となっている。

なお、令和4年度の当共同体の指定管理料以外の収入は、主に自主事業による自動販売機設 置に係る収入など、1,488,061円となっている。

28 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社(公の施設の指定管理)

事業の概要 Ξ

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当法人を指定管理者として令和2年度から 浦添大公園、令和3年度から中城公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- 利用料金の徴収に関する業務 (N) (m)
- 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

財政的援助等の内容 <u>N</u>

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

- ア 浦添大公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に交付した指定管理 料 (業務実施費) は、33,100,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料 (不可抗力に起因する工事) は、550,000円、浦添大公園の管理に関する基本協定書第18条 第2項に基づいて交付した指定管理料 (大規模修繕等) は、5,104,000円となっている。
- イ 中城公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に交付した指定管理料 (業務実施費) は、25,000,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料(不 可抗力に起因する工事) は、580,800円となっている。

なお、令和4年度の施設利用料収入額は、浦添大公園235,950円、中城公園114,360円とな

29 沖縄県緑化種苗協同組合(公の施設の指定管理)

事業の概要 Ξ

当法人は、緑化生産業者の将来の発展と地域社会への貢献を図るため協同組合組織によって、 互いに協調し、連携して経済活動をすることを目的に設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、平成18年度から平成20年度まで当法人を代表者とする沖縄県緑化種苗協同組合・協同組合沖縄産業計画共同企業体を、平成21年度から平 成24年度まで当法人を代表者とする緑化産業計画共同企業体を、平成24年度からは当法人を指 定管理者としてバンナ公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- 管理施設の使用許可に関する業務 $\Theta \otimes \Theta$
 - 利用料金の徴収に関する業務
- 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

財政的援助等の内容 ন

県がバンナ公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交付した指 定管理料は、45,212,000円となっている。

なお、令和4年度の施設利用料金収入は、544,890円となっている。

30 住宅情報センター株式会社(公の施設の指定管理)

事業の概要 Ξ

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和48年沖縄県条例第45号)第65条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から県営住宅(宮古、八重山地区)の管理を 行わせている。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- 県営住宅の入居の手続に関する業務
- 入居者の指導及び連絡に関する業務 $\Theta \otimes \Theta$
- 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務等

財政的援助等の内容

法人に対し交付した指定管理料は宮古地区18,600,000円、八重山地区18,779,000円、合計で 県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第8条第1項に基づいて、令和4年度に当 37,379,000円となっている。

に対し交付した維持修繕費は、宮古地区150,092,977円、八重山地区139,309,374円、合計で また、沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書第4条第1項により、令和4年度に当法人 289, 402, 351円となっている。

公益社団法人うるま市シルパー人材センター(公の施設の指定管理) 3

事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成20年沖縄県条例第49号)第4 条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立石川青少年の家の管理を 行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務② 青少年の家の施設等の維特及び修繕に関する
- 青少年の家の施設等の維特及び修繕に関する業務

財政的援助等の内容

থ

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付し た指定管理料は、41,143,000円となっている。

なお、令和4年度の当法人の利用料金収入は、628,450円となっている。

一般社団法人沖縄じんぶん考房(公の施設の指定管理) 32

事業の概要 Ξ

当法人は、児童又は青少年の健全な育成を目指し、自立した成長を助けるための体験活動の **充実促進及び啓蒙活動を行い、学びつながっていく豊かな地域社会づくりに寄与することを目** 指し設立された。

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定 管理者として令和元年度から沖縄県立玉城青少年の家の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
 - 青少年の家の利用料金の収受に関する業務 (3)
- 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務 (m)

財政的援助等の内容 ন

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付し た指定管理料は、42,809,000円となっている。

なお、令和4年度の利用料金収入は、470,000円となっている。

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4





定期発行日 毎週火・金曜日

(当日が県の休日に) 当たるときは休刊とする。

令和5年度行政監査の結果報告書

狹 Ш

監査の概要

無

合和5年度行政監査の結果報告書

和6年1月	縄県監査委員
令	沖縄

別紙3 行政監査調査票

別紙4

Н	監査のテーマ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	監査の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	監査対象機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	監査の着眼点及び主な調査項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・2
5	監査の実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
9	監査の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7	用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
和	田莎小太理
ξ 1 –	連書の替来 施設の管理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2	施設の安全対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
ಣ	施設の運用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
4	施設管理の課題の把握と対応について ・・・・・・・・・・・・・・・34
C	沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について ・・・・・・・・・39
紙3	監査の結果に基づく所見等
П	施設の管理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
2	施設の安全対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
က	施設の運用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
4	施設管理の課題の把握と対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・45
5	沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について ・・・・・・・・・・・46
別紙 1	調査対象機関一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
別紙2	9. 県立学校に係る調査対象機関 ・・・・・・・・・・・・・・・54

第1 監査の概要

監査のテーマ

県有施設の安全対策について

2 監査の目的

行政サービスを提供する上で、公共施設の安全・安心は最優先に確保されるべきであるが、自然災害の頻発により、その重要性はさらに高まっている。

また、県有施設の老朽化に伴い、今後の改修、更新、維持管理等においては、財政面を含め計画的かつ適正な管理・運営が求められていることから、各施設における管理体制及び施設の設置目的に応じた運用状況を把握し、その課題を明らかにすることにより施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に資することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により、また沖縄県監査委員監査基準(令和2年沖縄県監査委員告示第1号)に準拠して、監査を実施した。

3 監査対象機関

- (1) 次に掲げる施設(原則として指定管理者が管理する施設を除く。)を管理する機関を監査対象とした(別紙1)。
- ? 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第2号に規定する特殊建築物(※)
- (沖縄県庁舎等管理規則(昭和47年沖縄県規則第4号)第2条第6号に規定する県庁舎等
- ウ 沖縄県企業局庁舎等管理規程(昭和56年沖縄県企業局管理規程第7号)第2条第4号に規定する企業局庁舎等
- エ 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)第13条に規定する教育事務所及び第31条に規定する教育機関の用に供する施設
- オー沖縄県警察庁舎等の管理に関する訓令(平成27年沖縄県警察本部訓令第11号) 第2条第6号に規定する県警察庁舎

※なお、県立学校については、「県立学校に係る調査対象機関」を対象に監査を実施した(別紙2)。

2) 管財課

4 監査の着眼点及び主な調査項目

<u>пт</u> н	監査の着眼点		主な調査項目
Н	管理の適切性	(1) (2) (3)	管理の適切性 (1) 建築基準法第12条第2項(建築物)に基づく点検について (2) 建築基準法第12条第4項(建築設備等)に基づく点検について いて (3) 施設の自主点検(法定点検以外の点検)について
23	安全対策の適 切性	(1)	安全対策の適 (1) 大災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について 切性 (2) 施設管理に係る知識の習得及び啓発について
ಣ	運用の適切性	(1)	運用の適切性 (1) 施設の維持管理等に関する意見の収集について
4	課題の把握、 その対応の適 切性	(1)	課題の把握、 (1) 施設管理業務を行う上での課題について その対応の適 切性

監査の実施期間

令和5年9月から12月まで実施した。

監査の実施方法

- (1) 施設の点検の実施状況等について、調査票による書面監査を実施した。
- (2) 調査票で確認した内容を踏まえ、監査対象機関の中から必要に応じヒアリングを実施した。

, 用語の説明

(1) 特殊建築物

特殊建築物とは、①不特定又は多数の者の用に供する、②火災発生のおそれ又は 火災荷重が大きい、③周囲に及ぼす公害その他の影響が大きい等の特性を有し、規 制の対象とされる建築物のことであり、建築基準法第2条第2号で、学校(専修学 校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、 展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊枝場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿 舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と音場、火葬場、汚物処理 場その他これらに類する用途に供する建築物と規定されている。

(2) 建築設備

建築設備とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

(3) 特定建築物

特定建築物とは、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物及び建築基準法 施行令 (昭和25年政令第338号) 第14条の2に規定する建築物をいう。 建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である 都道府県の機関の長は、当該特定建築物の敷地及び構造について、一級建築土若し くは二級建築士又は建築物調査員による損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検 を実施することが義務付けられている。

特定建築物となる用途 (抜粋)・規模の要件は以下のとおり。

- 7 集会場、病院、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、 美術館、図書館、水泳場、スポーツの練習場、展示場、飲食店、物品販売業を営 む店舗、倉庫、自動車車庫等の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部 分の床面積の合計が200㎡を超えるもの。(建築基準法第6条第1項第1号)
- イ アの用途に供する特殊建築物のうち階数が3以上でその用途に供する部分の床 面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの。(建築基準法施行令第16条第2項及 び第14条の2第1号)
- ウ 事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち階数が3以上で延べ面積が200mを超えるもの。(建築基準法施行令第16条第2項及び第14条の2第2号) (注)
- 注:建築基準法施行令の改正により令和5年4月1日に施行された要件であり改正前は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもの。

(4) 特定建築設備等

特定建築設備等とは、昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。 (建築基準法第12条第3項) 建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築土若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検を実施することが義務付けられている。

(5) 維持保全

建築物の維持保全とは、基本的には建築物が竣工した時の適法な状態を継続的に 保つことをいう。 建築基準法第8条の規定に基づき、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることが義務付けられている。

具体的には、①日常的な維持管理(清掃・保守、日常点検)、②定期的な維持管理(専門家による日常点検・法定点検)、③随時的な維持管理(修繕・改修工事、用途変更、診断調査)等の管理業務をいう。

(6) 自主点検

「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、「自主点検」とは、「施設管理者のための県有施設(公共建築物) 日常点検管理の手引き」(令和5年3月総務部管財課)で示された施設管理者が施設の安全性や快適性を維持するために自ら行う日常点検(日々の業務の中で行う点検)、自己点検(年4回程度、施設の現状に合わせて建物全体についての点検)、緊急点検(台風の接近前後や地震後等に実施する臨時的な点検)をいう。

第2 監査の結果

調査対象機関の回答に基づく書面監査の結果は、以下のとおり。

なお、監査の結果は施設単位で整理しているが、一の施設が複数の建築物又は区域等(以下「建築物等」という。)で構成される場合に、建築基準法第12条に基づく点検の実施年度など質問に対する回答結果が建築物等によって異なり、複数ある場合は、それぞれ該当する回答結果の項目に当該施設を重複して計上している。この場合、施設数と回答数は、当該複数回答数分一致しない。

1 施設の管理について

(1) 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築土若しくは二級建築士又は建築物調査員による当該特定建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(以下「建築物点検」という。)を実施しなければならない。

建築物点検は、建築基準法施行規則(昭和55年建設省令第40号)第5条の2の規定により、3年以内ごとに行うものとされている(ただし、検査済証の交付を受けた日以後最初の建築物点検については、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行う。)。

ア 建築物点検の実施状況

調査対象228施設のうち、建築物点検を実施しなければならない特定建築物を管理する施設は142施設 (62.3%) であった (表1)。

建築物点検の実施状況は、令和4年度に実施した施設が19施設 (13.3%)、令和2年度又は令和3年度に実施した施設が43施設 (30.1%)、実施していない施設が81施設 (56.6%) であった (表2)。

令和2年度から令和4年度までの間に建築物点検を実施した62施設の建築物点 検は、全て外部委託により行われていた。 建築物点検を実施していない88施設(重複回答による。)のうち、検査済証交付6年以内の施設のため建築物点検をしていない施設が13施設(14.8%)、実施しなければならないことを知らなかった施設が46施設(52.3%)、実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設が25施設(28.4%)、その他の施設が4施設(4.5%)であった(表3~表6)。

表1 施設の全部又は一部が建築物点検が必要な特定建築物に該当するか否か

単位: 件

項目	回答数	構成比
① 該当する	142	62.3%
② 該当しない	98	37.7%
4号	228	100.0%

表2 建築物点検の実施状況

単位: 件

	項目	回答数	構成比
Θ	① 令和4年度に実施した	19	13.3%
0)	令和2年度又は令和3年度に実施した	43	30.1%
@	実施していない	81	56.6%
	슈計	143	100.0%

※重複回答:本部港本部地区(2) (()書きの数値は重複回答数である。)

表3 建築物点検を実施していない理由

一件・年

項目	回答数	構成比
① 検査済証交付6年以内の施設である	13	14.8%
② 実施しなければならないことを知らなかった	46	.3%
③ 実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった	25	28.4%
④ その他	4	4.5%
包	88	%0.001

※重複回答:農業研究センター名護支所(2)、具志川職業能力開発校(3)、本部港本部地区(2)、座間味港(2)、竹富東港(2)、仲間港(2)

α Ι

表4 建築物点検を未実施の施設 (うち実施しなければならないことを知らなかった施

款)

	所管部局名	所属課等名	施設名
知事公室	141	消防学校	消防学校
総務部		自治研修所	三重城合同庁舎
		東京事務所	東京職員住宅(若夏荘)
		東京事務所	東京職員住宅 (うるま荘)
		八重山事務所総務課	八重山合同庁舎
7 K	ども生活福祉部	女性相談所	女性相談所 (令和5年度実施予定)
		中央児童相談所	中央児童相談所
		コザ児童相談所	コザ児童相談所
		若夏学院	若夏学院
		八重山平和祈念館	八重山平和祈念館
農林水産部	産部	農業研究センター	農業研究センター
		農業研究センター名護支所	農業研究センター名護支所
		農業研究センター宮古島支所	農業研究センター宮古島支所
		農業研究センター石垣支所	農業研究センター石垣支所
		畜産研究センター	畜産研究センター
		森林資源研究センター	森林資源研究センター
商工労働部	働部	具志川職業能力開発校	具志川職業能力開発校
土木建築部	築部	那覇浄化センター	那覇浄化センター (令和5年度実施予定)

	所管部局名	所属課等名	施設名
19	土木建築部	宜野湾浄化センター	宜野湾浄化センター (令和5年度実施予定)
20	病院事業局	精和病院	精和病院
21	教育庁	総合教育センター	総合教育センター
22	警察本部	会計課	警察本部南風原宿舎
23			警察本部宜野湾宿舎
24			警察本部豊見城宿舎
25		那覇警察署	那覇宿舎
26			那覇第二宿舎
27		豊見城警察署	豊見城宿舎
28			豊見城第二宿舎
29		与那原警察署	与那原宿舎
30		浦茶警察署	浦添宿舎
31			浦孫第二宿舎
32		宜野湾警察署	宜野湾宿舎
33			宜野湾第二宿舎
34		沖縄警察署	沖縄宿舎
35			沖縄第二宿舎
36		嘉手納警察署	嘉手納宿舎
37		うるま警察署	うるま宿舎
38		石川警察署	石川宿舎

	所管部局名	所属課等名	施設名
39	警察本部	名護警察署	名護第二宿舎
40		本部警察署	本部第二宿舎
41		宮古島警察署	宫古荷川取宿舎
42			宮古鏡原宿舎
43			宮古鏡原第二宿舎
44		八重山警察署	八重山平得待機宿舎
45			八重山真栄里宿舎
46			八重山真栄里第二宿舎

表5 建築物点検を未実施の施設 (うち実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設の理由)

ı		
	施設名	理由
⊢	本部港本部地区	待合所、休憩所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第8条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。
23	座間味港	待合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確 いつよくもプレスよいます。 エエロクギの
ಣ	3 竹富東港	- にためられているわりではないが、个特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第 8 条の維持の本のはないない。
4	仲間港	- 持保至の観点から同法用12条に単して品値を表施する予定である。
ល	運天港上運天地区	
9	中城湾港津堅地区	
	7 本部港渡久地地区	

1	施設名	
	徳仁港	存合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確
6	野甫港	「たためのイレしいのイン!)ではイメ・パン、个特に多数の人が出入りする施設であることから、同法第8条の維持の作の会の単立が、同決数 3を1を12を12を12を12を14年上
10)	付休主の観点がら同街第17条に華しては快め天旭りる予定である。
11	多良間港前泊地区	
12	小浜港	
13	黒島港	
14	白浜港	
15	船浦港上原地区	
16	鳩間港	
17	水納港(本部町)	
18	内花港	
19	新石垣空港	令和4年度に土木建築部土木総務課が実施した建 毎甘海沖等10条片約7-開ナ2-調本2・41、7 - 売油塩
20	宮古空港	※発生なお17×六候にありる両担に40~、、生命心設の車庫、倉庫、ターミナルビル、訓練管理棟、寄存をでよい、チェ田冷にトップは、麻珠母籍地に封出
21	久米島空港	佰吉に40/1、5角座によっては、竹が年来物に彫当する施設があることを知り、令和5年度から予算措置さん。ナギの4%年枯+7を40かよと
22	与那国空港	直と11ン こわりつ 夜天旭り ひ アたこめる。
23	南大東空港	
24	下地島空港管理事務所	
52	宮古病院	新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う外部 業者の立入制限等があり、建築基準法第12条の規定 に基づく点検を行うことが困難であった。
1		

- 10 -

表6 建築物点検を未実施の施設 (その他の理由)

	施設名	田田
	宮古職員住宅南団地	令和3年度に改修工事を実施した直後で、点検必要性を認識していなかった(令和5年度実施予定)。
2	2 八重山職員住宅平得団地	令和2年度~令和3年度に改修工事を実施した直後であること、令和4年度中は改修工事を実施していたことから、点検の必要性を認識していなかった(令和5年度実施予定)。
က	病害虫防除技術センター	現在不使用の倉庫で、解体撤去を予定している建物のため。
4	具志川職業能力開発校	令和2年度、令和4年度の改修等工事の際に点検 しているため。

建築物点検における要改善事項及びその是正状況

建築物点検を実施した62施設のうち、18施設 (29.0%) は要改善事項がなく、44施設 (71.0%) は要改善事項があった。

主な要改善事項は、建築物の外部(基礎、土台、外壁)の不良が37施設 (59.7%)、建築物の内部 (壁、床、天井、防火設備、照明器具・懸垂物等)の不良が36施設 (58.1%)、敷地及び地盤の不良 (舗装のひび割れ等) が32施設 (51.6%)となっている (表7)。

その是正状況については、要改善事項があった47施設 (重複回答による。)のうち、点検後1年以内に全て是正済みが3施設 (6.4%)、未改善があり是正予定が32施設 (68.1%)、未改善があり是正の見込みが立っていないが12施設 (25.5%)となっている (表8)。

是正の見込みが立っていない12施設の理由は、予算の確保ができていないが9施設 (75.0%) と多く、具体的な修繕方法を検討中が2施設 (16.7%)、緊急を要しないため経過観察が2施設 (16.7%) となっている (表9)。

表7 建築物点検における要改善事項の内容(複数回答)

(施設数:62施設) 単位:件

	項目	回答数	該当率
Θ	⊕ &L	18	29.0%
(O)	敷地及び地盤の不良(舗装のひび割れ等)	32	51.6%
@	建築物の外部(基礎、土台、外壁)の不良	37	59.7%
4	屋上及び屋根の不良	23	37.1%
© #	建築物の内部(壁、床、天井、防火設備、照明器具・懸垂物等)の不良	36	58.1%
9	避難施設等(バルコニー、階段、防煙壁)の不良	10	16.1%
(その色	4	6.5%

[その他の内容]

- ・出入口吊戸の戸車がレールから脱輪等
- ・雑草の繁茂
- ・配管、給水管の劣化
- ・天井仕上げの損傷(ドアクローザー干渉)、ベランダ手摺コンクリート剥離・クラック

表8 要改善事項の是正状況

単位: 件

	項目	回答数	構成比
Θ	点検後1年以内に全て是正済み	3	6.4%
(2)	点検後1年を超えて全て是正済み	0	%0.0
(m)	未改善があり是正の予定	32	68.1%
(4)	未改善があり是正の見込みが立っていない	12	%2°27
	슈큐	47	%0 '001

※重複回答:北部職員住宅宇茂佐団地(2)、八重山職員住宅真栄里団地(2)、中部病院(2)

表9 未改善があり是正の見込みが立っていない理由(複数回答)

(施設数:12施設) 単位:件

	項目	回答数	該当率
①	具体的な修繕方法を検討中	2	16.7%
©	② 予算の確保ができていない	6	75.0%
(E)	緊急を要しないため経過観察	2	16.7%
4	4 その他	1	8.3%

[緊急を要しないため経過観察することとした理由]

・管理委託業者と相談の上で緊急性はないと判断し、対応保留とした。定期的に確認し、 劣化が進むようなら修繕対応する。

[その他の理由]

・予算の状況を確認しながら、優先順位をつけ執行を予定

(2) 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築土若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(以下「設備点検」という。)を実施しなければならない。

設備点検は、建築基準法施行規則第6条の2の規定により、1年以内ごとに行う ものとされている(ただし、検査済証の交付を受けた日以後最初の設備点検につい ては、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年以内に行う。)。

ア 設備点検の実施状況

調査対象228施設のうち、設備点検を実施しなければならない特定建築設備等を管理する施設は151施設 (66.2%) であった (表10)。このうち、施設の全部又は一部が建築物点検が必要な特定建築物には該当しないものの、昇降機を有している施設が18施設あった。

設備点検の実施状況は、令和4年度に実施した施設が80施設(53.0%)、一部実施していない施設が11施設(1.3%)、実施していない施設が60施設(39.7%)であった(表11)。

設備点検を実施した91施設(一部実施を含む。)の設備点検は、全て外部委託により行われていた。

設備点検を実施していない72施設(重複回答による。一部未実施を含む。)のうち、検査済証交付2年以内の施設のため設備点検をしていない施設が2施設(2.8%)、実施しなければならないことを知らなかった施設が44施設(61.1%)、実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設が25施設(34.7%)、その他が1施設(1.4%)であった(表12~表15)。

表10 設備点検が必要な特定建築設備等に該当する設備の有無

単位: 件

項目	回答数	構成比
① 該当する	151	66.2%
② 該当しない	77	33.8%
슈큐	228	100.0%

- 14

表11 令和4年度における設備点検の実施状況

単位: 件

	項目	回答数	構成比
\bigcirc	① 実施した	80	53.0%
©	一部実施していない	11	7.3%
@	③ 実施していない	09	39.7%
	슈카	151	151 100.0%

表12 設備点検を全部又は一部実施していない理由

単位: 件

構成比

44 2 25 回答数 ③ 実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった 実施しなければならないことを知らなかった 検査済証交付2年以内の施設である 西西

2.8%

61.1%

34.7%

※重複回答:久米島空港(2)

100.0%

72

台

その街

4

<u>@</u>

1.4%

表13 設備点検を未実施の施設(うち実施しなければならないことを知らなかった施設)

	所管部局	所属課等	施設名
1	国	消防学校	消防学校
2	総務部	職員厚生課	北部職員住宅宇茂佐団地
3			宮古職員住宅北団地

	所管部局	所属課等	施設名
4	総務部	職員厚生課	宮古職員住宅南団地
5			八重山職員住宅平得団地
9			八重山職員住宅真栄里団地
2		東京事務所	東京職員住宅(若夏荘)
∞			東京職員住宅(うるま荘)
6	子ども生活福祉部	女性相談所	女性相談所
10		中央児童相談所	中央児童相談所
11		コザ児童相談所	コザ児童相談所
12		若夏学院	若夏学院
13		八重山平和祈念館	八重山平和祈念館
14	農林水産部	農業研究センター名護支所	農業研究センター名護支所
15		森林資源研究センター	森林資源研究センター
16	商工労働部	具志川職業能力開発校	具志川職業能力開発校
17	土木建築部	那覇浄化センター	那覇浄化センター
18		宜野湾浄化センター	宜野湾浄化センター
19	教育庁	総合教育センター	総合教育センター
20	警察本部	会計課	警察本部南風原宿舎
21			警察本部宜野湾宿舎
22			警察本部豊見城宿舎
23		那覇警察署	那覇宿舎

- 15 -

- 16 -

- 17 -

八重山真栄里第二宿舎

八重山平得待機宿舎

八重山警察署

42

43

八重山真栄里宿舎

宮古鏡原第二宿舎

宮古鏡原宿舎

宮古荷川取宿舎

宮古島警察署

39

40

41

本部警察署

38

名護警察署

37

名護第二宿舎

本部第二宿舎

表14 設備点検を未実施の施設 (うち実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった施設の理由)

施設名

所属課等

所管部局

那覇第二宿舎

那覇警察署

24 警察本部

豊見城宿舎

豊見城警察署

25

26

27

豊見城第二宿舎

与那原宿舎

与那原警察署

浦添宿舎

浦添警察署

28

29

宜野湾第二宿舎

沖縄第二宿舎

沖縄宿舎

沖縄警察署

32

33

嘉手納宿舎

嘉手納警察署

34

35

うるま宿舎

うるま警察署

石川宿舎

石川警察署

36

浦添第二宿舎

宜野湾宿舎

宜野湾警察署

30

31

	施設名	理由
-	平和祈念資料館	昇降機以外の建築設備等について、令和4年12月からの改修工事で改善予定の箇所があったため、改善後の令和5年7月に点検を実施
23	本部港本部地区	待合所、休憩所は、建築基準法上の特殊建築物として明確に定められているわけではないが、不特定多数の人が出入りする施設であることから、同法第8条の維持保全の観点から同法第12条に準じて点検を実施する予定である。
က	座間味港	
4	竹富東港	にためられているより、によいが、下方に多数の人が出入りする施設であることから、同法第8条の維持の会にはよい。回法第12を12を12を14年十十年の人籍によい回法第12を12を14年十十年の人籍によい
5	中間滞	付休王の観点が5回広舟17条に華して点俠を夫虺9 ろ予定である。
9	運天港上運天地区	
2	中城湾港津堅地区	
∞	本部港渡久地地区	
6	6年 1	
10	報車編	
11	渡嘉敷港	
12	多良間港前泊地区	
13	小浜港	
14	黒島港	
15	白浜港	
16	船浦港上原地区	

188

	施設名	理由
17	鳩間港	存合所は、建築基準法上の特殊建築物として明確 いっょう かっ マー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー
18	水納港(本部町)	にためられているわりではないが、个特圧多数の人が出入りする施設であることから、同法第8条の維在のみの領点が、同決策・10名に発力を持ち、
19	内花港	付休王の観点がら同広界12米に平して点使公夫間9ろ予定である。
20	新石垣空港	
21	自古空港	※毎年広界174米/(使に関する天嶋両宣において、登港施設の車庫、ターミナルビル、寄宿舎においても田やに、テールは、44年年を持たされても田やによったより
22	久米島空港	H述によっては、特殊建築物に設当りの爬政ルののことを知り、令和5年度から予算措置を行っており へかせポナママウスキャ
23	下地島空港管理事務所	今夜未加りる丁圧である。
24	官古病院	昇降機の点検は実施したが、昇降機以外の建築設備等の点検は新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う外部業者の立入制限等があり、建築基準法第12条の規定に基づく点検を行うことが困難であった。
25	八重山病院	昇降機の点検は実施したが、昇降機以外の建築設備等の点検は設計事務所と調整を行っていたが、予算及び時期的な都合により未実施

表15 設備点検を未実施の施設 (その他の理由)

施設名 理由 1 病害虫防除技術センター 現在不使用の倉庫で、解体撤去を予定している建物のため。		、5建
施設名 1 病害虫防除技術センター	田田	河の倉庫で、
1	施設名	病害虫防除技術センター
		1

イ 設備点検における要改善事項及びその是正状況

設備点検を全部又は一部実施した91施設のうち、42施設(46.2%)は要改善事項がなく、49施設(53.8%)は要改善事項があった。

主な要改善事項は、給水及び排水設備の不良が29施設 (31.9%)、無窓居室、火気使用室の換気設備の不良が25施設 (27.5%)、防水扉・防水シャッター・耐水クロススクリーン・ドレンチャー等の不良が23施設 (25.3%)となっている (表16)。

その是正状況については、要改善事項があった49施設のうち、点検後1年以内に全て是正済みが3 施設(6.1%)、未改善があり是正の予定が34施設(69.4%)、未改善があり是正の予定が34施設(69.4%)、未改善があり是正の見込みが立っていないが12施設(24.5%)であった(表17)。是正の見込みが立っていない12施設の理由は、予算の確保ができていないが11施設(91.7%)と多く、具体的な修繕方法を検討中が4 施設(33.3%)、緊急を要しないため経過観察が1 施設(8.3%)となっている(表18)。

表16 設備点検における要改善事項の内容(複数回答)

(施設数:91施設) 単位: 件

	項目	回答数	該当率
Θ	# © \$C	42	46.2%
(S)	無窓居室、火気使用室の換気設備の不良	25	27.5%
<u></u>	防火ダンパーの不良	0	0.0%
4	排煙設備(排煙機、可動防煙壁)の不良	4	4.4%
(2)	排煙設備に係る予備電源(自家発電装置含む)の不良	0	0.0%
9	非常用の照明装置に係る自家用発電装置の不良	6	6.6%
(L)	給水及び排水設備の不良	29	31.9%
⊗ ,,	防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレ ンチャー等の不良	23	25.3%
6	昇降機の不良	9	9.9%
9	その他	9	6.6%

- 19

- 20

[その他の内容]

- ・高架水槽タンクの外版の損傷、非常用照明器具の一部撤去
- ・照明器具又は蓄電池の不良
- ・昇降機の現行法既存不適格(法改正などで不適合になった状態をいう。)
- ・照明カバーの破損、換気扇の異常音
- ・室外機が強固に固定されていない。
- ・錆による除塩フィルター廻りの劣化、錆による機器架台ボルトの劣化

表17 要改善事項の是正状況

単位: 件

	項目	回答数	構成比
Θ	点検後1年以内に全て是正済み	<i>(</i> 7)	3 6.1%
(N)	点検後1年を超えて全て是正済み	0	0.0%
(c)	未改善があり是正の予定	34	69. 4%
4	未改善があり是正の見込みが立っていない	12	24.5%
l	————————————————————————————————————	49	100.0%

表18 未改善があり是正の見込みが立っていない理由(複数回答)

(施設数:12施設) 単位:件

	項目	回答数	該当率	
Θ	具体的な修繕方法を検討中	7	4 33.3%	%
(3)	予算の確保ができていない	1	11 91.7%	%
@	緊急を要しないため経過観察		1 8.3%	~°
4	その他		0.0%	~°

[緊急を要しないため経過観察の理由]

・大便器の流れが悪いぐらいであるため、応急措置を施しているため

(3) 施設の自主点検(法定点検以外の点検)について

施設の自主点検について、実施要領やマニュアル等の基準を定めて実施している施設は88施設 (38.6%)、実施していない施設は140施設 (61.4%) であった (表19)。なお、港湾23施設については、権限移譲した市町村による月1回の目視点検と、県による少なくとも年1回の目視点検を実施しているため、回答が①及び②に重複しているが、実施しているに区分している。

表19 自主点検の実施状況

単位: 件

項目	回答数	構成比
① 実施している	88	%9 '88
② 実施していない(業者に委託又は市町村に権限移譲している場合を含む)	140	61.4%
뜜	228	%0 '001

ア 自主点検を実施していない理由

自主点検を実施していない150施設 (重複回答による。)の主な理由としては、担当職員を確保できないが59施設 (39.3%)、施設の点検は業者に委託しているが43施設 (28.7%)となっている (表20)。

表20 自主点検を実施していない理由

á位:体

	項目	回答数	構成比
①	自主点検の必要性を感じていない	5	3, 3%
(2)	自主点検の方法が分からない	12	8.0%
(3)	自主点検を実施する担当職員を確保できない	69	39.3%
4	④ 施設の点検は業者に委託している	43	28.7%
(2)	⑤ 施設の点検は権限移譲した市町村が実施している	10	6.7%

その他	21	14.0%	
수計	150	100.0%	

※重複回答:八重山合同庁舎(2)、中央児童相談所(2)、コザ児童相談所(2)、総合精神保健福祉センター(3)、病害虫防除技術センター(3)、下地島空港管理事務所(2)、中城湾港建設現場事務所(2)、幸地インター建設現場事務所(2)

[その他の主な内容]

- ・日々の教職員からの報告や担当職員の目視により不具合箇所を把握し修繕等を行っている。
- ・マニュアルや頻度は特に定めていないが、日常的及び台風の後等に「日頃のチェック」を行っており、不具合の箇所については早急に修繕している。
- ・点検が必要だと認識していなかった。
- ・実施しなければならないことを知らなかった。
- ・現在不使用であり、解体撤去を予定している建物のため。
- ・実施要領やマニュアル等は定めていないが、定期的な日常点検を行っている。

イ 施設の自主点検は権限移譲した市町村が実施している施設の状況

施設の自主点検は権限移譲した市町村が実施している港湾23施設については、通知、協定、要領、マニュアル等により、市町村に施設の点検方法や不具合発生時の対応方法等を示していた。

県土木建築部港湾課長から関係市町村港湾担当課長に対し、「県管理港湾における管理事務の内容(権限移譲事務)及び不具合事象確認時の初期対応、補修要望等について(通知)(令和4年12月14日付け土港第447号)」において、施設の巡視・安全確保、清掃、簡易な補修、法定点検の範囲(市町村は消防用設備等点検、浄化槽の水質検査・保守点検・清掃、事業用電気工作物の保安規定による自主点検等、県は港湾法に基づく維特管理計画書の策定及び点検、建築基準法第12条の点検)等の市町村が処理する事務を示すとともに、巡視等により不具合を確認した際の初期対応や県への補修等に関する要望方法を明示している。

また、定期点検より頻度の高い日常点検を確実に実施し、港湾施設の適切な維持管理を行うため、国土交通省港湾局策定のガイドライン等に定められていない日常点検の点検方法、点検頻度等を定めた「沖縄県管理港湾における日常点検マニュアル」を見直し、令和5年5月31日付けで県土木建築部港湾課長から各土木

事務所長及び関係市町村港湾担当課長に対し通知している。このマニュアルには、 日常点検チェックシートや不具合箇所の判断で参考となる写真付きの事例紹介資 料が添えられている。

空港10施設については、不具合発生時に、その都度空港管理事務所から報告を受けて対応している (表21)。

表21 権限移譲した市町村への点検方法や不具合発生時の対応方法等の明示

単位: 件

項目	回答数	構成比
① 示している	23	%2.69
② 示していない	10	30°3%
스탉	33	%0 .001

2 施設の安全対策について

(1) 火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況等について、所属独自のものを整備している施設は125施設 (54.8%)で、その多くが消防法 (昭和23年法律第186号)第8条により多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権原者に作成が義務付けられている消防計画であった。その見直しの頻度については、年1回以上程度が34施設 (26.8%)、関係法令、規則の改正等があった時に随時に見直しが同じく34施設 (26.8%)となっており、適宜見直しを図っている状況が確認された (表22・表23)。

港湾施設については、災害発生時の対応を権限移譲した市町村が行うため、県から「不具合事象確認時の初期対応について」について通知している。また、定期的に港湾管理に係る県・市町村連絡調整会議を開催し、同通知を基に、災害等により不具合等が発生した際には、早急に土木事務所に報告し、危険個所の応急措置や、危険性が確認された場合の使用禁止の検討、実施を周知している。

災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していない68施設の今後の予定については、34施設 (50.0%) が特に検討していないが、この多くは職員住宅で、消防法による消防計画の策定義務がないことや職員住宅管理委託業者において災害時の対応を行うこととしている等の理由によるものであった (表24)。

表22 災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況

2.2% 13.2% 単位: 件 54.8%29.8% 100.0% 構成比 125 2 228 68 30 回答数 部局等単位で整備されたものを共有している 所属独自のものを整備している 項目 行 特に整備していない その他 (3) (1) 4

[その他の内容]

・管理する施設が倉庫であり、具体的な対応マニュアルは整備していないが、事件・事

故、災害発生時等の緊急連絡網は整備している。

- ・災害発生時の緊急連絡体制の整備、沖縄県業務継続計画作成中
- ・避難経路を作成している。

表23 災害発生を想定した対応マニュアル等の見直し状況

(施設数:125施設) 単位:件

	項目	回答数	構成比
Θ	① 年1回以上程度行っている	34	26.8%
(O)	2~3年に1回程度行っている	33	26.0%
<u></u>	4~5年に1回程度行っている	4	3.1%
(4)	関係法令、規則に改正等があった時に随時行っている	34	26.8%
2	策定以降行っていない	12	9.4%
9	その他	10	7.9%
	슈류	127	100.0%

※重複回答:北部農林高等学校(2)、宮古総合実業高等学校(2)

[その他の主な内容]

- ・自衛消防隊組織編成と緊急連絡先の更新、消防防災訓練で判明した要改善点における 自衛消防活動の流れの見直し
- ・避難訓練後、見直しを図っている。
- ・人事異動期に随時

表24 災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していない所属の今後の予定

単位: 件

	項目	回答数	構成比
Θ	整備に向け作業中である	1	1.5%
(N)	整備を検討している	3	4.4%

41.2%	50.0%	2.9%	100.0%
28	34	2	89
③ 必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である	事に検討していない	⑤ その他	合計

(2) 施設の管理に係る知識の習得及び啓発について

施設の管理において必要となる法定手続や業務等に関する知識の習得手段について、前任者からの引継によるが166施設 (72.8%)、関係課からの通知、指導、助言によるが140施設 (61.4%)、点検業者とのやりとりによるが125施設 (54.8%)、担当職員の資料収集・情報収集等によるが125施設 (54.8%)となっている (表25)。

港湾施設は、施設管理を権限移譲した市町村が行うため、県から「沖縄県管理港湾における日常点検マニュアル」など必要な情報を周知している。また、定期的に港湾管理に係る県・市町村連絡調整会議を開催し、同マニュアル等を基に、日常点検チェックシートや不具合箇所の判断事例等も併せて共有し、適切な維持管理に活用するよう周知が行われている。

表25 施設管理において必要な法定手続や業務等に関する知識の習得手段(複数回答) (施設数:228施設)単位:件

	項目	回答数	該当率	
Θ	① 前任者からの引継による	166	72.8%	
3	関係課からの通知、指導、助言による	140	61.4%	
(E)	研修受講、会議参加による	37	16.2%	
4	④ 点検業者とのやりとりによる	125	54.8%	
(2)	担当職員の資料収集・情報収集等による	125	54.8%	
9	⑥ その他	59	12.7%	

[その他の内容]

- ・人事異動による業務経験
- ・他部局担当者からの聞き取り

施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会について、研修や会議を開催 又は参加した(オンラインを含む。) 施設が40施設(17.3%)で、その他が136施設 (58.9%) と多くなっている (表26)。 その他の主な内容は、施設の安全管理上の問題や不具合等が発生した際には、適宜警備の委託業者と連絡がとれる体制の構築、職場一斉点検における危険箇所・不

具合箇所の情報共有や防火管理講習資料の回覧による情報共有等との回答があった。

港湾施設は、施設管理を権限移譲した市町村が行うため、県から「沖縄県管理港湾における日常点検マニュアル」など必要な情報を周知している。また、定期的に港湾管理に係る県・市町村連絡調整会議を開催し、同マニュアル等を基に、日常点検チェックシートや不具合箇所の判断事例等も併せて共有し、適切な維持管理に活用するよう周知が行われている。

表26 施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会として、令和4年度に実施した取組状況

(施設数:228施設) 単位: 件

項目	回答数	構成比
① 研修や会議を開催又は参加した (オンラインを含む。)	40	17.3%
② 令和4年度は実施していないが、過去に取り組みを実施 したことがある	က	1.3%
③ 過去を含め、特に取り組みをしていない	52	22. 5%
④ その他	136	58.9%
	231	100.0%

※重複回答:与那国空港(2)、宮古総合実業高等学校(2)、精和病院(2)

[その他の主な内容]

- ・施設の安全管理上の問題や不具合等が発生した際には、適宜警備の委託業者と連絡が とれる体制をとっている。
- ・職場一斉点検における危険箇所、不具合箇所の情報共有、防火管理講習資料の回覧に よる情報共有
- ・コロナ禍以降取組なし(それ以前は不明)
- 毎年全体消防訓練、一時保護所は毎月実施
- ・施設・設備に不具合があれば、毎朝行われる業務報告において報告
- ・台風襲来前に、職員に口頭で対策の指示を行った。
- ・消防本部による点検及びアドバイス

- ・県空港課等が開催する空港管理初任者研修などへ参加。施設のパトロールや空港営業所への聞き取りによる情報収集
- 新規職員等へ施設の案内や避難訓練等
- ・産業医施設点検での指摘箇所を職員で共有し施設改善に取り組んでいる。
- 環境安全担当が研修会等へ参加し、職員へ周知を行う。

過去を含め、取組実績がないと回答した52施設 (22.5%) においては、どのような研修等に参加したらよいかわからないが32施設 (61.5%) となっている (表27)。

表27 過去を含め、特に取組をしていない理由(複数回答)

(施設数:52施設) 単位:件

項目	回答数	該当率
① どのような研修等に参加したらよいのかわからない	32	61.5%
② 必要性を感じ情報収集しているが、適切な内容のものが ない	10	19.2%
③ 必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施(参加)できない	13	25.0%
④ その他	8	15.4%

[その他の主な内容]

- ・管理する施設が倉庫であり、性質上、取組の必要はないと考えている。
- ・必要性を感じる機会がなかったため。
- ・委託業者より点検報告を受けているため、また、緊急性の高い修繕に関してもその都度報告を受け対応しているため。
- ・専属の担当者がいないため施設管理が後回しになっていた。

- 30

3 施設の運用について

(1) 施設の維持管理等に関する意見の収集について

施設の維持管理等に関する意見の収集について、取組を実施している施設は181施設 (79.4%)で、その主な取組内容は、点検委託業者や権限移譲した市町村との定期的な意見交換が100施設 (55.2%)、その他が87施設 (48.1%)と多く、その他の主な内容は、入居者・施設利用者から不具合の報告や要望等を随時収集、点検委託業者や修繕実施業者等から維持管理の方法の助言や意見を得る、職場一斉点検や職員間での安全点検後の意見交換、学校安全衛生管理委員会からの要望の聴取等となっている (表28・表29)。

表28 施設利用者、点検委託業者、権限移譲市町村から施設の維持管理の方法や業務範囲、安全性や利便性の向上等に関する意見・要望等をくみ取る取組状況

単位: 件

項目	回答数	構成比
① 取組を実施している	181	79.4%
② 取組を実施していない	47	20.6%
유	228	100.0%

表29 意見・要望等をくみ取る取組の実施状況(複数回答)

(施設数:181施設) 単位: 件

	項目	回答数	該当率
Θ	施設利用者に定期的にアンケートを実施している	7	3.9%
⊗	上 に検委託業者や権限移譲市町村と定期的に意見交換を実	100	55 9%
期	施している	001	
@	意見箱を設置している	21	11.6%
9	(4) その他	87	48.1%

[その他の主な内容]

- 庁舎管理委託業者から随時情報収集
- ・県職員が入居する住宅なので、不都合があると直接連絡がくる。
- ・修繕業務委託時に業者より助言などを得ている。
- ・建物の不具合等については、毎月の所内定例会にて、必要に応じて報告を受けている。
- 所長・班長・主幹会議を毎週開催しており、施設管理等についても情報共有している。
- ・舎監等を通して苦情が直接伝わる状況である。
- ・点検時に委託業者から助言を受けている。
- ・職場一斉点検の実施
- ・現地確認や委託業者とのやりとりの中で要望の聞き取りを行っている。
- ・施設に不具合が出た際、業者から参考見積りを取りながら安全性や利便性の向上に関するアドバイスをもらっている。
- ・点検委託業者へ随時確認している。
- ・月に1回各自学校独自の安全点検表をもとに点検し、気になる箇所は点検表に記載する。学期ごとの反省に、意見があれば記載もできる。
- ・毎月、職員による安全点検を実施し、意見収集している。
- ・学校安全衛生管理委員会で要望を聞いている。

意見・要望等をくみ取る取組をしていない47施設 (20.6%)の理由については、 どのような内容の意見・要望等を収集したらよいかわからないが33施設 (48.9%) と多く、必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施できないが8施設 (17. 0%)で、その他の主な内容は、一般の利用者が少ない施設であることや施設の維持管理を職員で行っており専門的な知識が不足しているためなどとなっている (表 28・表30)。

表30 意見・要望等をくみ取る取組をしていない理由

(施設数:47施設) 単位:件

項目	回答数	該当率
① どのような内容の意見・要望等を収集したらよいかわからない	23	48.9%
② 必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施できない	8	17.0%
③ その他	18	38.3%

※重複回答:宮古合同庁舎(2)、総合精神保健福祉センター(2)

[その他の主な内容]

- ・立入制限のある施設であり、一般利用はないため。
- ・当所は試験研究機関であるため来客は少なく、また点検委託業者や権限委譲市町村は存在しないため、意見等をくみ取る機会がない。
- ・年間を通して施設利用者が少ないことから意見を収集する場がない。
- ・職員及び運転管理業者以外に利用していない施設のため、意見・要望等の取り組みは 実施していない。
- ・施設の維持管理を職員で行っているため、専門的な知識が不足しているため。

4 施設管理の課題の把握と対応について

(1) 施設管理業務を行う上での課題

施設の修繕等が必要な箇所の予算対応の体制について、すぐに対応が可能な体制となっているが50施設(21.9%)、必要に応じ優先的に対応できる体制になっているが23施設(10.1%)、修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかるが42施設(18.4%)、その他が132施設(57.9%)となっている(表31)。その他の内容は、一定程度の予算は措置されているが、老朽化等で対応箇所が多く全ての修繕に対応できていない、修繕が高額になる場合は予算要求を行うため修繕に時間がかかる、施設の状態が危険であると認識していても別の経費への配分が優先となり施設の修繕が毎年後回しとなっているなどとなっている。

表31 修繕が必要な箇所の予算対応に関する体制

(施設数:228施設) 単位: 件

V& VHEW)		- - - -
項目	回答数	該当率
① 緊急を要する修繕等に充当する予算を措置しているなど、 すぐに対応が可能な体制となっている	20	21.9%
② 修繕を想定した予算は措置していないが、必要に応じ優先的に対応できる体制になっている	23	10.1%
③ 基本的には修繕が必要になってから予算要求を行うため、 修繕までに時間がかかる	42	18.4%
④ その他	132	92. 9%

※重複回答:新石垣空港(2)、宮古空港(2)、久米島空港(2)、与那国空港(2)、南大東空港(2)、北大東空港(2)、多良間空港(2)、栗国空港(2)、慶良間空港(2)、波照間空港(2)、下地島空港管理事務所(2)、普天間高等学校(2)、美来工科高等学校(2)、消高等学校(2)、沖縄水産高等学校(2)、宮古総合実業高等学校(3)、八重山高等学校(2)、中部病院(2)

(重複回答の多くは、少額の修繕は①、高額の修繕は予算要求を伴い時間がかかるため④を選択している。)

[その他の主な内容]

- ・予算措置をしているが、全ての修繕に対応する予算は確保できていない。
- ・緊急度や優先順位を確認しながら修繕しているが、当初予算で対応できないものにつ

いては、流用や補正対応のほか管財課事業を活用している。

- ・ある程度の予算を確保しているが、修繕が高額になる場合は予算要求を行うため、修 繕までに時間がかかる。
- 緊急を要する修繕等に充当する予算を毎年要求しているが、十分な配当を受けられておらず、施設の老朽化が進み危険な箇所が多々ある。加えて、当センターの予算には、農林水産物売払代の歳入を財源とした特別財源を組んでおり、種苗生産状況によっては歳入欠損が生じないように予算執行を控える必要が生じる。その際には、電気代や餌代など、公務遂行上必須の経費を優先的に支出しなければならず、危険を認識していても施設の修繕が毎年後回しになってしまう。
- 港湾関係の施設管理については、権限移譲市町村が行うため、市町村からの維特修繕 に関する要望窓口を土木事務所に集約し、「補修におけるインフラ施設(港湾)の優 先度の考え方」に基づき配分している。

施設管理業務において苦慮している点については、施設が古く、毎年のように修繕・改修を要しているが148施設 (64.9%)、技術職員がおらず、技術的知識がないが137施設 (60.1%)、業務が煩雑であり、わかりにくいが84施設 (36.8%) と多くなっている (表32)。

その他の内容は、予算の確保、専門知識の習得、どこに相談していいかわからない、管理する建物等は多いが担当職員が1名のため適切な施設管理業務の遂行が難しい、管理する建物等は多いが担当職員が1名のため適切な施設管理業務の遂行が難い、、、 のののでは、業者に依頼しても人手不足や島内に対応できる業者がいないことがあるためかなり時間がかかる、施設が海に近いため、塩害・台風等により劣化が早く、修繕・改修の予想がたてにくいなどとなっている。

表32 施設管理業務において苦慮している点(複数回答)

(施設数:228施設) 単位: 件

	項目	回答数	該当率
Θ	業務が煩雑であり、わかりにくい	84	36.8%
(S)	技術職員がおらず、技術的知識がない	137	60.1%
@	委託等の相手方が行っている業務について、よくわからない部分がある	21	%7.6
4	施設が古く、毎年のように修繕・改修を要している	148	148 64.9%

2	利用者からの苦情がある	46	20.2%
9	特にない	10	4.4%
	その他	55	24.1%

[その他の主な内容]

- ・早急な対応が生じているが、修繕費の捻出に苦慮している。
- ・不発弾処理については、全国的には国事業として実施されており、都道府県において このような施設を所有しているのは当県のみである。火薬類取締法に規定されている 技術上の基準に適合するように維持する必要があるが、実務的な情報が少なく、専門 知識の習得に苦慮している。
- ・担当職員に業務が集中しており、心身の負担が大きい。
- ・どこに相談していいかわからない。
 - マンパワー不足
- ・施設が大規模かつ様々な設備関係があるにもかかわらず、施設管理技師の配置がなく、 専門知識を有さない一般行政職が他の業務をしながら、試行錯誤しながら担当してい ス
- ・管理する建物等は多いが、担当職員が1名のため、適切な施設管理業務の遂行が難しい。
- ・施設が海に近いため、塩害・台風等により劣化が早く、修繕・改修の予想がたてにくい。
- ・施設が古いため生徒職員から苦情が多い。要望書を提出しても数年待たされる状況が続いており、理解してもらうことに苦慮している。
- ・敷地が広すぎて用務員一人では対応できない。

施設管理者としての意見・要望等について、修繕の要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしいが181施設 (79.4%)、施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしいが153施設 (67.1%)、法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしいが135施設 (59.2%)、施設管理者向けの研修を実施してほしいが112施設 (49.1%)となっており、設定した

全ての項目で該当率が高くなる深刻な結果となっている (表33)。

その他の意見は、施設の維持管理に関する専門人材の配置、契約・点検業務の集 約化、支援体制の整備などとなっている。

表33 施設管理者としての意見・要望等(複数回答)

(施設数:228施設) 単位:件

道目	回答数	該当率
③ 法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしい	135	29.2%
② 施設管理者向けの研修を実施してほしい	112	49.1%
③ 要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしい	181	79.4%
④ 施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしい	153	67.1%
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	12	2.3%
② その他	16	%0.7

[その他の主な内容]

- 適切な管理につなげるため、委託等の入札を含め、設計や工事事務が分かる職員が必要。
- ・職員が目視点検を行っているが、適正な維持管理ができているか不安である。管財課や土木建築部の職員に年に1度来所して点検してもらいたい。また、大規模な改修工事が必要な場合は、管財課や土木建築部で入札、発注手続き等を行ってもらいたい。
- ・相談できるところ、出先機関をとりまとめて指導できるところがあると助かる。
- ・実施期間が令和4年度から6年度までとされている管財課の「公共施設等大規模改修・緊急修繕等事業」は非常に使い勝手の良い事業であるため、今後も事業継続を検討いただきたい。
- 庁舎修繕の種類(電気、水道、空調など)ごとに本庁と業者が契約し、修繕が必要になった場合施設管理者が契約業者へ連絡し、速やかに修繕してもらえるような仕組み

- ・複数の部署が入る合同庁舎であり、施設も大規模で、自家発電装置、消防用設備、エレベーター等設備も多岐にわたる。設備点検はそれぞれ専門業者に委託しているが、自主点検等日々の管理は一般行政職が他の業務をやりながら担当している。施設の安全管理は職員の資質に頼っている現状であり、行政職に専門業務を負わせるのは疑問である。毎年度の予算要求や業者選定、契約事務も各出先機関で行っており非効率的である。少なくとも、複数の出先機関が入居する庁舎の施設管理業務は、管財課の施設管理技師で対応する等集中管理するほうが安全性も担保でき効率的である。
- ・施設の修繕については、一部管財課の予算で執行しているところだが、修繕(小規模修繕除く)及び法定点検は、専門的な知識が必要であり、また、県の施設(所属)ごとでの対応は、費用及び人員がかさみ、管理状況においても差異が生じるため、管財課などで集約して執行することが望ましい。
- 各出先ごとに自主的な点検管理を行うよりも、一括して専門業者へ委託した方が客観性、効率性に優れていると考える。
- ・海沿いに立地しているため、環境的要因で劣化が早いということを配慮して欲しい。
- 維持管理のための人員を増やして欲しい。
- ・水道設備の更新が必要な時期に来ている。漏水が頻発している。また、空調機が整備できていない。数室があるため整備が急務である。
- ・学校事務職員は事務業務中心なので施設管理の知識や知見が不足している。専門の職員の配置を要望したい。
- ・人手が必要な修繕があるので、(小中学校の共同学校事務室のように)近隣校でグループを作って用務員が一校の修繕に従事できる仕組みをつくれば、人員を増やすことなく施設管理の効率化が図れると思う。

- 37

5 沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について

沖縄県公共施設等総合管理計画(令和4年8月改訂)においては、第3章で公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、全庁的な取組を推進することとしてる。

各部等における取組を全庁横断的に統括・調整する役割を担う総務部管財課にその 取組状況を確認した。

(1) 点検・診断等の実施方針について

ア 定期点検等の計画的な実施

具体的な取組方針として、「施設の長寿命化や、利用者の安全を確保するため には、法定及び自主的な点検が必須となる」とされている。

これに対する取組として、令和5年3月に県有施設(公共建築物)の劣化・損傷に起因する事故等の未然防止、劣化等に対する適切な早期対応による改修費の縮減及び施設の長寿命化に資する資料として、不具合事例の写真付きの解説や点検の結果・不具合の状況等を記録するチェックシートを添えて日常点検の方法やポイント等をわかりやすく説明した「施設管理者のための県有施設(公共建築物)日常点検管理の手引き」を策定し、関係各課の長に通知している。

また、令和5年5月から6月までの間に、内部統制に関する研修において知事部局の出先機関の班長を対象に内容を説明し、周知を行った。

今後は、チェックシートを活用した自主点検を行う仕組みの整備を促進し、自 主点検に対する意識向上を図っていくことを考えていると回答があった。

イ 点検結果等の適切な管理と活用

具体的な取組方針として、「点検・診断の結果や修繕履歴等情報を一元的に蓄積し、一元管理を推進する」とされている。

これに対する取組として、公共建築物の維持管理・運営を効果的・効率的に行うための都道府県、政令指定都市で構成する営繕積算システム等開発利用協議会が国土交通省と共同で開発・運営する保全マネジメントシステム(BIMMS)を活用し、施設の情報を一元管理する方針である。令和5年度は総務部において当該情報システムの試行を行ったところ、複数の課題が確認されたことから、全庁的な導入については、令和6年度以降に進めることとしていると回答があった。

(2) 安全確保の実施方針について

ア 高度の危険性が認められた場合の対処方法の確立

具体的な取組方針として、「日常管理や定期的な点検等によって施設の実態を

把握し、利用者や第三者に対する高度の危険性が認められた場合には、安全の確保を最優先に考えて速やかに利用の停止若しくは制限又は応急措置を実施するなど、緊急的・優先的に対策を講じる」とされている。

これに対する取組として、高度の危険性が認められた場合の安全確保に向けた対処方法の確立のため、不具合が見つかった場合は、土木建築部所管建築物の場合は土木建築部施設建築課に、それ以外の場合は総務部管財課を窓口として相談する体制としている。

また、管財課では大規模改修、緊急修繕等事業として予算を一括して確保(予算額:令和4年度約19億円、令和5年度約29億円)し、各施設の不具合箇所の状況等を把握し、対処する体制をとっている。

今後は、各施設からの不具合情報を施設管理担当者に一斉メール等により全庁的に共有し、各施設の管理にも活かせる仕組みを整備していくことを検討しているとの回答があった。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針について

P 日常管理の徹底と効率化

具体的な取組方針として、「日常管理をはじめとした維持管理の実施方法は、 民間企業への委託についても包括・長期(複数年)・性能規定型の契約等の新たな手法の導入を検討し、業務のさらなる効率化や質の向上を図る」とされている。 これに対する取組として、施設の照明LED化について、包括して発注することが可能であるか検討している。 今後は、建築基準法第12条の規定による点検を、包括的に発注できないか、検討を行いたい旨の回答があった。

(4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策について

ア 人材育成

実現方策として、「本計画の取組を推進するためには、職員一人ひとりの理解が重要であることから、研修や庁内広報等を通じて職員の意識啓発に取り組む。また、点検に従事する職員に対しては、適切な点検が可能となるよう技術研修等を実施し技術力の向上に努める」とされている。

これに対する取組として、「施設管理者のための県有施設(公共建築物)日常 点検管理の手引き」について、座学による説明を行ったが、今後は、施設管理担当者向けに実地研修会や施設管理担当者会議を開催するなどして情報共有を行うことを考えているとの回答があった。

イ 情報基盤の整備と活用

実現方策として、「各部等は、所管する各施設について法定又は管理台帳等の整備・更新により施設の基礎情報を管理し、点検・診断等の結果や対策履歴の情報を一体的に収集・蓄積していく」とされている。

これに対する取組として、点検・診断の結果について、BIMMSを活用し、情報一元管理を進め、情報を蓄積していくことを考えていると回答があった。

第3 監査の結果に基づく所見等

県有施設の安全・安心を確保するためには、点検、保守(部品交換、注油等)、運転・監視、清掃、修繕などの維持管理を適切に行うとともに、万が一の火災や災害発生時に備えて、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るための対策を講じておくことが重要である。

今回、県有施設の安全対策について監査したところ、多くの施設において、適切な維持管理を行う上で必要な予算、組織体制、マニュアル等の作成、専門知識・スキルの習得など各面で課題を抱えており、建築基準法第12条で義務付けられた点検を実施していない施設があるなど、是正又は改善を要する事例が認められた。

ついては、施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に向け、特に以下の項目に ついて検討を行い、改善に取り組んでいただきたい。

1 施設の管理について

(1) 建築物点検及び設備点検について

建築物点検の実施状況について、点検を必要とする142施設のうち点検を実施していない施設が81施設 (56.6%) あり、このうち 9 部局の46施設 (52.3%) においては、法律上点検を実施する義務があることを認識していなかった。

建築物点検の結果、要改善事項があるが、是正の見込みが立っていない施設が12施設 (25.5%) あり、このうち 9 施設 (75.0%) は予算の確保が課題となっていた。

また、設備点検の実施状況について、設備点検を必要とする151施設のうち点検を実施していない施設が60施設 (39.7%)、一部実施していない施設が11施設 (7.3%)で合計71施設 (47.0%) あり、このうち8部局の44施設 (61.1%) においては、法律上点検を実施する義務があることを認識していなかった。

設備点検の結果、要改善事項があるが、是正の見込みが立っていない施設が12施設 (24.5%) あり、このうち11施設 (91.7%) は予算の確保が課題となっていた。

建築基準法においては、建築物が地震等の際にも倒壊、損壊等のおそれがなく、 火災等の際にも安全に避難できるような安全性を確保するために、建築物として最 低限具備すべき要件を定めた上で、建築物の所有者等に対して、第8条では建築物 の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持管理するよう努力義務を課し、 第12条では特定建築物、設備等の安全性を判断できる一級建築土等に定期的に点検 させ、維持管理の適正を期し、建築物の安全性を確保する仕組みとしている(都道 府県の建築物の管理者等には、平成17年6月から点検の実施が義務付けられてい

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、このような建築基準 生の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を 執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、建築物点検及び設備点検の対象とな る施設で点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施して

なお、事務所その他これに類する用途に供する建築物は、令和5年4月1日から、建築物点検及び設備点検の対象が「階数が3以上かつ延べ面積が200㎡を超える建築物」に拡大されており、留意する必要がある。

ただし、新たに対象となった既存建築物等の最初の点検については、令和8年3月31日までに行うものとする経過措置が設けられている。

また、点検が未実施である施設は、多数の部局に及んでいることから、当該事案の発生要因を、施設管理者及び担当職員の知識不足のみに帰するのではなく、公共施設マネジメント部局においては、関係職員が複雑、多岐にわたり、変更が加えられる施設の維持管理に関する関係法令の内容を把握し、必要な措置を実施することができる体制の整備を図っていただきたい。

法令に基づく点検の義務付けは、建築基準法以外に、消防法、労働安全衛生法、建築物衛生法、水道法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、高圧ガス保安法、フロン排出抑制法、電気事業法等にもあるので、内部統制の施設管理に関する事務において「法定点検の未実施」をリスクとして識別した上で、適切な対応策を講じていただきたい。

監査の結果、153施設(67.1%)の施設管理者から「施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしい」、その他の意見として「相談できるところ、出先機関をとりまとめて指導できるところがあると助かる」との意見があるので、「施設管理者のための具有施設(公共建築物)日常点検管理の手引き」で示された施設の不具合などがある場合の相談窓口(総務部管財課、土木建築部施設建築課)の充実を図るとともに、その積極的な周知及び活用を図り、法定点検の結果、要改善事項がある施設において、速やかに是正を行い事故を未然に防ぐことができる体制を整備していただきたい。

(2) 施設の自主点検について

施設の自主点検について、実施要領やマニュアル等の基準を定めた形では実施していない施設が140施設 (61.4%) あった。その理由としては、担当職員を確保できていないことが59施設 (39.3%) と多くなっている。

建築物及び建築設備は、経年による劣化や不具合を放置したり、誤った運用を行った場合、重大な事故につながる可能性があり、建物の所有者や占有者が責任を問われることがある。このような事態を発生させないため、施設管理者は、「施設管理者のための県有施設(公共建築物)日常点検管理の手引き」を活用して自主点検の導入、改善を図り、施設の現況などを把握するとともに、施設の劣化・損傷に起因する事故等を未然に防止し、良好な維持管理に努める必要がある。

なお、施設の維持管理業務の一部を市町村に権限移譲し、民間事業者に使用させている施設においては、市町村等との役割分担や不具合発生時の対処方法等に関するマニュアル等の作成、充実を図るとともに、定期的な意見交換を行い、認識の共有に努めていただきたい。

今回監査の対象としなかった指定管理施設についても、指定管理者との役割分担及び緊密な連携に努めていただきたい。

施設の安全対策について

1) 火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

水災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担、連絡体制等についての対応マニュアルを作成し、あらかじめ職員に周知しておくことが重要である。

災害発生を想定した対応マニュアル等を整備している125施設 (54.8%)の多くは、消防法第8条に基づき策定した消防計画により対応している。これらの施設においては、緊急時に対応マニュアル等に基づく対応が適切に実施できるよう万全の備えに努められたい。

対応マニュアル等を整備していない施設が68施設(29.8%)あり、今後の整備予定について、28施設(41.2%)が必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である、34施設(50.0%)が特に検討していないとなっていた。これらの施設においては、類似施設の対応マニュアル等を研究する等して、施設の特性に応じ安全対策の向上を図っていただきたい。

(2) 施設の管理に係る知識の習得及び啓発について

施設管理業務を担当する職員には建築・設備・防水・防災等の関係法令や技術的見地に基づく専門的な知識が求められるものの、研修受講、会議参加による知識の習得は37施設(16.2%)と低く、必要な法的手続や業務等に関する知識の習得方法については、前任者からの事務引継が166施設(72.8%)、担当者の情報収集等が12

5施設 (54.8%) 及び点検業者とのやりとりが125施設 (54.8%) となっている。

また、施設管理のための情報・認識共有の機会についても、研修や会議に参加しているのは40施設(17.3%)と少ない状況にある。

施設管理者及び担当者が、業務に必要な知識を習得できるように、研修や会議の機会を設け、担当職員が必要な研修等に参加できる職場環境づくりなど、全庁的な対応の充実を図ることが必要である。

施設の運用について

施設の維持管理等に関する意見の収集については、228施設のうち181施設 (79.4%)で取組を実施しており、このうち100施設 (55.2%) は、点検委託業者や権限移譲した市町村と定期的に意見交換を実施している。また、学校等の特定多数の者が利用する施設においては定期的なアンケートを実施し、合同庁舎、図書館、病院等の不特定多数の者が利用する施設では意見箱の設置により意見の収集が行われている。

取組を実施していないと回答した施設が47施設 (20.6%) あり、このうち約半数の23施設 (48.9%) はどのような内容の意見・要望等を収集したらよいかわからないと回答している。この中には合同庁舎、学校、病院等も含まれている。

施設管理者は、管理する建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努める必要があるので、国から示されたガイドラインや類似の施設の取組状況を参考にするなどして、管理する施設の効率的な利用及び良好な維持保全に努めるための方策を導入し、適正な管理をしていただきたい。

1 施設管理の課題の把握と対応について

修繕に係る予算対応については、228施設のうち42施設(18.4%)が、基本的には修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかる状況にあると回答している。

また、132施設(57.9%)がその他の課題とした内容として、一定程度の修繕に係る予算は措置されているものの、老朽化で修繕を要する箇所が多い等の状況で必要な予算が確保できていないとする意見が多くなっている。

施設管理業務において苦慮している点について、228施設のうち施設が古く、毎年のように修繕・改修を要しているが148施設(64.9%)、技術職員がおらず、技術的知識がないが137施設(60.1%)と多くなっている。その他と回答した55施設(24.1%)の回答内容には、施設管理を担当する職員が不足している、専門知識の習得に苦慮している、相談体制が不十分、予算が不足して修繕が追いつかないなどの回答があった。

また、施設管理者としての意見・要望等については、228施設のうち、要改善事項 に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしいが181施設 (79.4%)、施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしいが153施設 (67.1%)、法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしいが135施設(59.2%)、施設管理者向けの研修を実施してほしいが112施設 (49.1%)と多くなっている。

その他と回答した16施設 (7.0%) は、施設の維持管理に関する専門人材の配置、 mod. アムギャッチャッチャッチャー・サギヤギョン サボロン・アン・

契約・点検業務の集約化、支援体制の整備などを要望している。

施設の老朽化に伴う修繕費や、施設の維持管理に係る技術職員の不足を課題とする 意見が多く、その結果、予算及び人員の拡充や、専門的な知見の活用及び維持管理マニュアルの整備に対する支援などへの要望が多くなっている。 県は、施設・設備の劣化・損傷が著しくなった段階で修繕等を実施する事後保全型の管理から予防保全型の管理へと転換し、施設の長寿命化を図る方針であるが、現状は、限られた人員・予算の中で、必要な点検、修繕、更新等を計画的に行うことができておらず、依然として対症療法的な管理となっている。

公共施設マネジメント部局においては、本県の施設管理の現状に鑑み、施設の維持管理に係る予算、組織体制、マニュアル等及び支援体制の整備、人材育成等に関する取組のより一層の拡充を図っていただきたい。

沖縄県公共施設等総合管理計画の取組状況について

本県においては、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新、長寿命化、施設配置の最適化等により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、平成28年12月に「沖縄県公共施設等総合管理計画」が策定され、計画策定後の新たな行政課題等を踏まえ、令和4年8月に改訂されている。

同計画における公共施設等の管理に関する取組として、自主点検の実施に向けた説 明会の開催や点検結果等の施設情報の一元管理に向けた課題整理が進められている。

今後の取組として、自主点検に関する実地研修、担当者会議の開催、施設情報を一元管理する情報システムの導入、不具合情報の全庁的な収集、共有、建築基準法第12条による点検の包括的な発注などを検討していることが確認された。

また、施設に高度の危険性が認められた場合の取組として、管財課で予算を一括で確保し、各施設の不具合箇所の状況等を把握した上で、緊急修繕を行う体制をとっている。

同計画においては、各種法定点検の実施を徹底することが定められており、同計画

別紙 1

に基づき策定された個別施設計画の一部を確認したところ、点検の適切な実施等が定められている。今後は、公共施設マネジメント部局において、各施設管理者が個別施

設計画で定めた取組を着実に推進できるよう施策の取組状況を確認し、適宜助言、 援を行うとともに、その効果検証を行うなど、必要な措置を講じていただきたい。

調査対象機関一

中部合同庁舎(中部保健所·中部福祉事務所棟) 八重山職員住宅真栄里団地 農業研究センター名護支所 沖縄県宮古不発弾保管庫 沖縄県石垣不発弾保管庫 八重山職員住宅平得団地 総合精神保健福祉センタ-北部職員住宅宇茂佐団地 北部保健·福祉合同庁舎 南部保健·福祉合同庁舎 東京職員住宅(うるま荘) 東京職員住宅(若夏荘) 身体障害者更生相談所 動物愛護管理センター 宮古職員住宅北団地 宮古職員住宅南団地 中央食肉衛生検査所 沖縄県不発弾保管庫 オイルフェンス格納庫 三重城合同庁舎等 八重山合同庁舎等 八重山平和祈念館 北部合同庁舎等 宮古合同庁舎等 農業研究センター 自動車税事務所 南部合同庁舎等 中部合同庁舎等 中央児童相談所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 コザ児童相談所 八重山保健所 県議会庁舎等 女性相談所 計量検定所 宮古保健所 本庁舎等 消防学校 若要驴院 調査対象機関名 農業研究センター名護支所 総合精神保健福祉センター 27 子ども生活福祉部 身体障害者更生相談所 動物愛護管理センター 中央食肉衛生検査所 八重山事務所総務課 八重山平和祈念館 宮古事務所総務課 平和祈念資料館 農業研究センター 那覇県税事務所 中央児童相談所 防災危機管理課 防災危機管理課 防災危機管理課 自動車税事務所 コザ児童相談所 衛生環境研究所 八重山保健所 職員厚生課 職員厚生課 職員厚生課 職員厚生課 職員厚生課 東京事務所 東京事務所 女性相談所 28 子ども生活福祉部 計量検定所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 自治研修所 北部保健所 消防学校 若夏学院 管財課 管財課 管財課 25 子ども生活福祉部 26 子ども生活福祉部 24 子ども生活福祉部 29 子ども生活福祉部 30 子ども生活福祉部 23 子ども生活福祉部 1 県議会事務局 39 農林水産部 40 農林水産部 31 保健医療部 32 保健医療部 33 保健医療部 34 保健医療部 36 保健医療部 37 保健医療部 38 保健医療部 35 保健医療部 知事公室 知事公室 知事公室 知事公室 6 知事公室 22 環境部 7 総務部 10 総務部 11 総務部 12 総務部 13 総務部 14 総務部 15 総務部 16 総務部 17 総務部 21 総務部 8 総務部 9 総務部 18 総務部 19 総務部 20 総務部

また、施設管理者等が自主点検により施設の適切な管理を行うことが可能となるよう研修等を実施し、知識の習得や技術力の向上に努めていただきたい。 さらに、施設は、その利用状況や設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行具合が異なるので、各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検により施設の状態を把握し、その結果に基づき必要な対策を適時、適切に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検等に活用することができる仕組みについて、全庁的に構築していただきたい。

- 47 -

	部局名	調査対象機関名	施設名
81	土木建築部	港湾課	本部港渡久地地区
82	土木建築部	港湾課	徳仁港
83	土木建築部	港湾課	野浦港
84	土木建築部	港湾課	兼城港兼城地区
85	土木建築部	港湾課	菠嘉敷港
98	土木建築部	港湾課	多良間港前泊地区
87	土木建築部	港湾課	小浜港
88	土木建築部	港澎環	黒島港
88	土木建築部	港湾課	日浜港
06	土木建築部	港澎環	船浦港上原地区
91	土木建築部	港湾課	鳩間港
92	土木建築部	港湾課	水納港(本部町)
93	土木建築部	港湾課	内花港
94	土木建築部	空港課	新石垣空港
92	土木建築部	空港課	国古空港
96	土木建築部	空港課	久米島空港
97	土木建築部	空港課	与那国空港
86	土木建築部	空港課	南大東空港
66	土木建築部	空港課	北大東空港
100	土木建築部	空港課	多良間空港
101	土木建築部	空港課	粟国空港
102	土木建築部	空港課	慶良間空港
103	土木建築部	空港課	波照間空港
104	土木建築部	下地島空港管理事務所	下地島空港管理事務所
105	土木建築部	那覇浄化センター	那覇浄化センター
106	土木建築部	宜野湾浄化センター	宜野湾浄化センター
107	土木建築部	具志川浄化センター	具志川浄化センター
108	土木建築部	西原浄化センター	西原浄化センター
109	土木建築部	中部土木事務所	中城湾港管理所
110	土木建築部	中部土木事務所	中城湾港建設現場事務所
Ξ	土木建築部	中部土木事務所	中城湾港新港地区
112	土木建築部	中部土木事務所	幸地インター建設現場事務所
113	土木建築部	中部土木事務所	倉敷ダム管理所
114	土木建築部	南部土木事務所	金城ダム管理所
115	土木建築部	南部土木事務所	座間味ダム管理所
116	土木建築部	南部土木事務所	儀間ダム管理所
117	土木建築部	八重山土木事務所	真栄里ダム管理所
118	土木建築部	北部土木事務所	我喜屋ダム管理所
119	企業局	久志浄水管理事務所	久志浄水管理事務所
120	120 企業局	石川浄水管理事務所	石川浄水管理事務所

	施設名	北谷浄水場管理事務所	西原浄水管理事務所	北部病院	中部病院	南部医療センター・こども医療センター	宮古病院	八重山病院	精和病院	島尻教育事務所	沖縄県県外学生寮(南灯寮)	沖縄県県外学生寮(沖英寮)	沖縄県県外学生寮(大阪寮)	離島児童生徒支援センター	辺土名高校教職員住宅	北山高校教職員住宅	本部高校教職員住宅	宜野座高校教職員住宅	北部地区教職員住宅(名護商工高校教職員住宅)	北部地区教職員住宅(名護特別支援学校教職員住宅)	北部地区教職員住宅(第一住宅)	北部地区教職員住宅(第二住宅)	久米島高校教職員住宅(瑞穂寮)	久米島高校教職員住宅(兼城賽)	久米島高校教職員住宅(新瑞穗寮)	久米島高校教職員住宅(平松寮)	久米島高校教職員住宅(白百合寮)	宮古地区教職員住宅(下里)	宮古地区教職員住宅(西里)	八重山地区教職員住宅(大舛住宅)	八重山地区教職員住宅(赤生住宅)	八重山地区教職員住宅(大川団地)	総合教育センター	県立図書館	総合教育センター	県立図書館	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	名護高等学校	北部農林高等学校	北部農林商等学校普天司商等学校	北部農林高等学校 普天間高等学校 潇添高等学校
 (4)	調查对象機関名	北谷浄水管理事務所	西原浄水管理事務所	北部病院	中部病院	南部医療センター・こども医療センター	宮古病院	八重山病院	精和病院	島尻教育事務所	教育支援課	教育支援課	教育支援課	離島児童生徒支援センター	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	働き方改革推進課	総合教育センター	県立図書館	総合教育センター	県立図書館	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	名護高等学校	北部農林高等学校	北部農林高等学校 普天間高等学校	北部農林高等学校 普天間高等学校 浦添高等学校
128 129 130 130 131 131 132 134 135 136 137 137 147 147 147 147 147 147 147 147 147 14	部局名	121 企業局	122 企業局	123 病院事業局	124 病院事業局	125 病院事業局		27 病院事業局	128 病院事業局		30 教育庁	31 教育庁	132 教育庁	33 教育庁	34 教育庁	35 教育庁	36 教育庁			39 教育庁	10 教育庁	141 教育庁	12 教育庁	13 教育庁	14 教育庁	15 教育庁	146 教育庁	17 教育庁			150 教育庁	51 教育庁		53 教育庁			54 教育庁	54 教育庁	55 教育庁	156 教育庁	156 教育庁 157 教育庁	156 教育庁 157 教育庁 158 教育庁

	部局名	調査対象機関名	施設名
161	教育庁	中部農林高等学校	中部農林高等学校
162	教育庁	泊高等学校	泊高等学校
163	163 教育庁	那覇高等学校	那覇高等学校
164	教育庁	小禄高等学校	小祿高等学校
165	数育庁 教育庁	那覇商業高等学校	那覇商業高等学校
166	教育庁	沖縄工業高等学校	沖縄工業高等学校
167	教育庁	沖縄水産高等学校	沖縄水産高等学校
168	3 教育庁	宮古総合実業高等学校	宮古総合実業高等学校
169	169 教育庁	八重山高等学校	八重山高等学校
170) 教育庁	名護特別支援学校	名護特別支援学校
171	教育庁	ゴ縄ろう学校	沖縄ろう学校
172	教育庁	鏡が丘特別支援学校	鏡が丘特別支援学校
173	8 教育庁	森川特別支援学校	森川特別支援学校
174	教育庁	冶細	沖縄盲学校
175	175 教育庁	島尻特別支援学校	島尻特別支援学校
176	教育庁	宮古特別支援学校	宫古特别支援学校
177	教育庁	八重山特別支援学校	八重山特別支援学校
178	警察本部	会計課	本部庁舎
179	警察本部	会計課	警察本部南風原宿舎
180	180 警察本部	会計課	警察本部宜野湾宿舎
181	警察本部	会計課	警察本部豊見城宿舎
182	警察本部	鑑餓課	鑑識管理棟庁舎
183	8 警察本部	免許管理課	運転免許センター本庁舎
184	警察本部	免許管理課	運転免許センター中部支所
185	警察本部	免許管理課	運転免許センター北部支所
186	186 警察本部	交通機動隊	交通機動隊庁舎
187	警察本部	交通機動隊	交通機動隊分駐隊庁舎(石川分駐隊)
188	8 警察本部	交通機動隊	交通機動隊分駐隊庁舎(名護分駐隊)
189	9 警察本部	警察学校	警察学校庁舎
190	警察本部	機動隊	機動隊庁舎
191	警察本部	機動隊	大田宿舎
192	警察本部	那覇警察署	那覇警察署
193	8 警察本部	那覇警察署	那覇宿舎
194	警察本部	那覇警察署	那覇第二宿舎
195	警察本部	豊見城警察署	豊見城警察署
196	警察本部	豊見城警察署	豊見城宿舎
197	警察本部	豊見城警察署	豊見城第二宿舎
198	警察本部	糸満警察署	糸満警察署
199	警察本部	与那原警察署	与那原警察署
200	200 警察本部	与那原警察署	与那原宿舎

ľ	1	A section of the comment	
Ī	部局名	調査対象機関名	施設名
201	警察本部	浦添警察署	浦添警察署
202	警察本部	浦添警察署	浦添宿舎
203	警察本部	浦添警察署	浦添第二宿舎
204	警察本部	宜野湾警察署	宜野湾宿舎
205	警察本部	宜野湾警察署	宜野湾第二宿舎
206	警察本部	冶網警察署	沖縄警察署
207	警察本部	冶網警察署	沖縄宿舎
208	警察本部	冶維警察 署	沖縄第二宿舎
209	警察本部	嘉手納警察署	嘉手納警察署
210	警察本部	嘉手納警察署	嘉手納宿舎
211	警察本部	うるま警察署	うるま警察署
212	警察本部	うるま警察署	うるま宿舎
213	警察本部	石川警察署	石川警察署
214	警察本部	石川警察署	石川宿舎
215	警察本部	名護警察署	名護警察署
216	警察本部	名護警察署	名護第二宿舎
217	警察本部	本部警察署	本部警察署
218	警察本部	本部警察署	本部第二宿舎
219	警察本部	宮古島警察署	宮古島警察署
220	警察本部	宮古島警察署	運転免許センタ一宮古支所
221	警察本部	宮古島警察署	宮古荷川取宿舎
222	警察本部	宮古島警察署	宮古鏡原宿舎
223	警察本部	宮古島警察署	宮古鏡原第二宿舎
224	警察本部	八重山警察署	八重山警察署
225	警察本部	八重山警察署	運転免許センター八重山支所
226	警察本部	八重山警察署	八重山平得待機宿舎
227	警察本部	八重山警察署	八重山真栄里宿舎
228	警察本部	八重山警察署	八重山真栄里第二宿舎

別紙2

県立学校に係る調査対象機関

県立学校については、同種・類似の状況にある施設の中から一定の基準で抽出した以下 の県立学校を調査対象機関とする。

- 1 高等学校 (15校)
- (1) 名護高等学校
- 北部農林高等学校
- 普天間高等学校 (3)
- 浦添高等学校
- 中部商業高等学校

(2)

- 美来工科高等学校 (9)
- 中部農林高等学校 (2
- 泊高等学校 8
- 那覇高等学校 6)
- 小禄高等学校 (10)
- 那覇商業高等学校 (II)
- 沖縄工業高等学校 (12)
 - 沖縄水産高等学校 (13)
- 宮古総合実業高等学校 (14)
- 八重山高等学校 (12)
- 2 特別支援学校(8校)
- (1) 名護特別支援学校
- 沖縄ろう学校 (2)
- 鏡が丘特別支援学校 (3)
- 森川特別支援学校 (4)
- 沖縄盲学校 (2)
- 島尻特別支援学校 (9)
- 宮古特別支援学校 (7
- 八重山特別支援学校

- 54 -

別紙3

行政監査調査票

(令和5年行政監査 調査票A)

県有施設の安全対策について

着眼点1 施設の管理は適正に行われているか

١	J
トラ	:
7	ŕ
ì	j
À	ż
P	9
4	Ę
ጶ	(
١)
P	H
ī	7
2	2
\$	4
K	ĸ
Ĥ	ij
C	2
떋	Ķ
ċ	i
H	R
k	Ķ
ő	ï
Ξ	=
Ĥ	ĸ
H	1
ш	ì
毎銭甘油汁用10条用0位/毎銭畑/1-甘ブ/14券1-・	ķ
ü	낁
Ņ	ķ
뮟	씾
	•

- Q1 当該建築物は建築基準法第12条第2項に基づく点検を実施しなければならない建築物に該当
 - しますか?
- 1. 該当する →Q2~
- 2. 該当しない →Q8~
- Q2 (Q1で、「該当する」と回答した所属へお聞きします。)
 - Q1の点検を実施しましたか?
- 1. 令和4年度に実施した
- 2. 令和2年度又は令和3年度に実施した

→Q4>

- 3. 実施していない →Q3~
- Q3 (Q2で、「実施していない」と回答した所属へお聞きします。) 実施していないのはなぜですか?
- 1. 検査済証交付6年以内の施設である
- 2. 実施しなければならないことを知らなかった
- \ 08> 3. 実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった(理由を記載願います)
- 4. その他(具体的に記載願います)
- Q4 (Q2で、「実施した」と回答した所属へお聞きします。) 点検をしているのは誰ですか?
- 1. 委託業者
- 2 県職員(1級 2級建築士)
- 3. 県職員(講習を受けて資格者証の交付を受けた者)

→Q5>

- 4. 県職員(実務経験2年以上で資格者証の交付を受けた者)
- 5. その他(具体的に記載願います)

Q5 点検において、どのような要改善事項がありましたか?

<複数選択可>

- 1. なし → 08~
- 2. 敷地及び地盤の不良
- 3. 建築物の外部(基礎、土台、外壁)の不良
- 4. 屋上及び屋根の不良
- 5. 建築物の内部(壁、床、天井、防火設備、照明器具・懸垂物等)の不良

<90^

- 6. 避難施設等(バルコニー、階段、防煙壁)の不良
- 7 その他(具体的に記載願います)

Q6 点検結果の改善状況はどうですか?

- 1. 点検後1年以内に全て是正済み
- 2. 点検後1年を超えて全て是正済み

→Q8>

- 3. 未改善があり是正の予定(完了予定時期を記載願います)
 - 4. 未改善があり是正の見込みが立っていない →Q7へ

Q7 (Q6で、「未改善があり是正の見込みが立っていない」と回答した所属へお聞きします。) 理由を教えてください。

<複数選択可>

- 1. 具体的な修繕方法を検討中
- 2. 予算の確保ができていない
- 3. 緊急を要しないため経過観察(緊急を要しない理由を記載願います)
 - 4. その他(具体的に記載願います)



- 56

2 建築基準法第12条第4項(建築設備等)に基づく点検について

Q8 当該建築物の建築設備等には、建築基準法第12条第4項に基づく点検を実施しなければならない 建築設備等が含まれますか?

<複数選択可>

1. 該当する設備がある(昇降機以外の建築設備等)

2. 該当する設備がある(昇降機)

3. 該当する設備はない →Q15へ

Q9 (Q8で、「該当する設備がある」と回答した所属へお聞きします。)

令和4年度に点検を実施しましたか?

1. 実施した →Q111へ

2. 一部実施していない

3. 実施していない

※点検対象設備の一覧に点検の実施年月日を記載した資料を提出してください。

Q10 (Q9で、「一部実施していない」又は「実施していない」と回答した所属へお聞きします。) (一部)実施していないのはなぜですか? 1. 検査済証交付2年(ただし国土交通大臣が定める点検項目については6年)以内の施設

2. 実施しなければならないことを知らなかった

*Q15~

3. 実施しなければならないことを知っていたが、実施していなかった(理由を記載願います)

4. その他(具体的に記載願います)

Q11 (Q9で、「実施した」と回答した所属へお聞きします。

点検をしているのは誰ですか?

■昇降機以外の建築設備等

1. 委託業者

2. 県職員(1級·2級建築士)

3. 県職員(講習を受けて資格者証の交付を受けた者)

4. 県職員(実務経験2年以上で資格者証の交付を受けた者)

5. その他(具体的に記載願います)

→Q12~

1. 委託業者

2. 県職員(1級·2級建築士)

3. 県職員(講習を受けて資格者証の交付を受けた者)

4. 県職員(実務経験2年以上で資格者証の交付を受けた者)

5. その他(具体的に記載願います)

Q12 点検において、どのような要改善事項がありましたか?

<複数選択可>

1. なし → 015~

2. 無窓居室、火気使用室の換気設備の不良

3. 防火ダンパーの不良

4. 排煙設備(排煙機、可動防煙壁)の不良

5. 排煙設備に係る予備電源(自家用発電装置含む)の不良

6. 非常用の照明装置に係る自家用発電装置の不良

7. 給水及び排水設備の不良

JQ13>

8. 防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー等の不良

9. 昇降機の不良

(種類を具体的に記載願います。*エレベーター、エスカレーター、いす式階段昇降機など)

Q13 点検結果の改善状況はどうですか?

10. その他(具体的に記載願います)

JQ10>

1. 点検後1年以内に全て是正済み

2. 点検後1年を超えて全て是正済み

→Q15>

3. 未改善があり是正の予定(完了予定時期を記載願います)

4. 未改善があり是正の見込みが立っていない →Q14へ

Q14 (Q13で、「未改善があり是正の見込みが立っていない」と回答した所属へお聞きします。) 理由を教えてください

<複数選択可>

1. 具体的な修繕方法を検討中

2. 予算の確保ができていない

3. 緊急を要しないため経過観察(緊急を要しない理由を記載願います)

4. その他(具体的に記載願います)

→Q15~

3 施設の自主点検(法定点検以外の点検)について

※自主点検とは、施設管理者が施設の安全性や快適性を維持するために自ら行う日常点検、自己点検、 Q15 実施要領やマニュアル等を定めて施設の自主点検を実施していますか? 緊急点検などの点検とします。

ポルンパンのでしていれてのの。、。 (「施設管理者のための県有施設(公共建築物)日常点検管理の手引き」(令和5年3月沖縄県総務部管財課)4頁参照)

- 1. 実施している →Q18~
- 2. 実施していない(業者に委託又は市町村に権限移譲している場合を含む) → Q16へ

Q16 (Q15で、「実施していない」と回答した所属へお聞きします。) 実施していないのはなぜですか?

- 1. 自主点検の必要性を感じていない
 - 2. 自主点検の方法が分からない
- 3. 自主点検を実施する担当職員を確保できない

J018>

4. 施設の点検は業者に委託している

※契約書、仕様書の写しを提出願います(同種の施設で取扱いが同じものがある場合は、 その旨記載し、一の施設の契約書等を提出してください)

- 5. 施設の点検は権限移譲した市町村が実施している → Q17~
- その他(具体的に記載願います) →Q18へ

Q17 (Q16で、「施設の点検は権限移譲した市町村が実施している」と回答した所属へお聞きします。) 通知、協定、要領、マニュアル等により、市町村に施設の点検方法や不具合発生時の対応方法等を 示していますか

1. 示している

※市町村に示した通知等の写しを提出願います(同種の施設で取扱いが同じものがある 場合は、その旨記載し、一の施設の通知等を提出してください

2. 示していない(今後の対応方針があれば記載願います)

√Q18

(令和5年行政監査 調査票B)

県有施設の安全対策について

着眼点2 施設の安全対策は適切に行われているか

1 火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

Q18 災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していますか?

1. 所属独自のものを整備している(策定年月日を記載願います) →Q19へ

2. 部局等単位で整備されたものを共有している →Q21へ

3. 特に整備していない →Q20〜

4. その他(具体的に記載願います) →Q21へ

※1又は2を選択した所属は、当該マニュアル等の写しを提出してください。

Q19 (Q18で、「所属独自のものを整備している」と回答した所属へお聞きします。) 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っていますか。

1. 年1回以上程度行っている

2.2~3年に1回程度行っている

3.4~5年に1回程度行っている

4. 関係法令、規則に改正等があった時に随時行っている(時期を決めていない)

→Q21~

5. 策定以降行っていない

6. その他(具体的に記載願います)

Q20 (Q18で、「特に整備していない」と回答した所属へお聞きします。)

今後の整備予定についてはどうですか。

1. 整備に向け作業中である

3. 必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である 2. 整備を検討している

4. 特に検討していない

5. その他(具体的に記載願います)

→Q21~

2 施設管理に係る知識の習得及び啓発について

Q21 施設管理において必要な法定手続や業務等に関する知識について、どのように習得してい

<複数選択可>

- 1. 前任者からの引継による
- 2. 関係課からの通知、指導、助言による
- 3. 研修受講、会議参加による
- 4. 点検業者とのやりとりによる
- 5. 担当職員の資料収集・情報収集等による
 - 6. その他(具体的に記載願います)
- Q22 施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会として、令和4年度にどのような取組を 実施しましたか?
- 研修や会議を開催又は参加した(オンラインを含む)
 令和4年度は実施していないが、過去に取り組みを実施したことがある
 過去を含め、特に取り組みをしていない →Q23へ
 その他(具体的に記載願います) →Q24へ
- ※1又は2のいずれかを選択した所属は、研修等の開催要領等の写しを提出してください

Q23 (Q22で「過去を含め、特に取り組みをしていない」を選択した所属へお聞きします。)

理由を教えてください

- 1. どのような研修等に参加したらよいのかわからない <複数選択可>
- 2. 必要性を感じ情報収集しているが、適切な内容のものがない
- 3. 必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施(参加)できない
 - 4. その他(具体的に記載願います)

→Q24~

着眼点3 施設の運用は適切に行われているか

1 施設の維持管理等に関する意見の収集について

Q24 施設利用者、点検委託業者、権限移譲市町村から施設の維持管理の方法や業務範囲、 安全性や利便性の向上等に関する意見・要望等をくみ取る取組を実施していますか?

取組を実施している →Q25~

→Q22~

2. 取組を実施していない →Q26へ

Q25 (Q24で、「取組を実施している」と回答した所属へお聞きします。)

く複数選択可>

どのような取組を実施していますか?

施設利用者に定期的にアンケートを実施している
 点検委託業者や権限移譲市町村と定期的に意見交換を実施している
 意見箱を設置している
 その他(具体的に記載願います)

→Q27~

→Q24~

Q26 (Q24で、「取組を実施していない」と回答した所属へお聞きします。)

取組を実施していないのはなぜですか?

1. どのような内容の意見. 要望等を収集したらよいのかわからない

2. 必要性は感じているが、業務が多忙であるため実施していない

3. その他(具体的に記載願います)

→Q27~

- 62

着眼点4 施設管理の課題は把握され、その対応は適切に行われているか

1 施設管理業務を行う上での課題

修繕が必要な箇所の予算対応について、どのような体制になっていますか?

- 1. 緊急を要する修繕等に充当する予算を措置しているなど、すぐに対応が可能な体制 となっている
- →Q28~ 2. 修繕を想定した予算は措置していないが、必要に応じ優先的に対応できる体制に なっている
- 3. 基本的には修繕が必要になってから予算要求を行うため、修繕までに時間がかかる
- 4. その他(具体的に記載願います)

Q28 施設管理業務において苦慮している点は何ですか?

<複数選択可>

- 1. 業務が煩雑であり、わかりにくい
- 2. 技術職員がおらず、技術的知識がない
- 3. 委託等の相手方が行っている業務について、よくわからない部分がある
 - 4. 施設が古く、毎年のように修繕・改修を要している

→Q29~

- 5. 利用者からの苦情がある

6. 特にない

7. その他(具体的に記載願います)

Q29 施設管理者としての意見・要望等はありますか?

- 1. 法定点検を含めた施設管理に関する標準的なマニュアルがほしい
- 2. 施設管理者向けの研修を実施してほしい
- 3. 修繕の要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置をしてほしい
- 4. 施設管理の知識を有する職員の配置又は外部の知見を活用できる仕組みがほしい
- 6. その他(具体的に記載願います)

別紙4

関係規定

〇地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋)

- 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公 共団体の経営に係る事業の管理を監査する。 第百九十九条
- ② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団 体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で 定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他 の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるも のを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の 実施に関し必要な事項は、政令で定める。
- ③ 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公 共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又 は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつて なされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

[地方自治法第百九十九条第二項の規定による監査の実施に関する必要な事項]

同条第三項の規定によるほか、同条第二項に規定する事務の執行が法令の定めるところ に従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。 第百四十条の六 地方自治法第百九十九条第二項の規定による監査の実施に当たつては、

(抜粋) 〇地方財政法(昭和23年法律第109号)

(財産の管理及び運用)

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的 に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○建築基準法(昭和25年法律第201号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、 国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的 レする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

二 特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と音場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙者とくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四~三十五 (略)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕者しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して

建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

(盤) 回~二

2~9 (器)

(維持保全)

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を 常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

(略)

(違反建築物に対する措置)

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物者しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2~15 (略)

(保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言)

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備 (いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。) について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

六十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

(服)

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 (略)

(報告、検査等)

その状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であ で特定行政庁が指定するもの(国等の建築 第三項にお 構造及び建築設備について、国土交通省令で 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者 証の交付を受けている者(次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)に 状況の点検を含み、これらの建築物の<u>建築設備及び</u>防火戸その他の政令で定める防火設 備(以下「建築設備等」という。)についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結 及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める は管理する建築物 (以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。) るものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、 管理者。 (所有者と管理者が異なる場合においては、 建築物をいう。以下この条において同じ。) 果を特定行政庁に報告しなければならない。 これらの建築物の敷地、 定めるところにより、定期に、 物を除く。)の所有者 ぜ いて同じ。) 第十二条

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県者しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築土若しくは二級建築土又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(当該特定建築物の防水戸その他の前項の政令で定める防水設備についての第四項の点検を除く。)をさせなければならない。ただし、当該特定建築物(第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防水上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防水上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等 (昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この 項及び次項において同じ。) で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政 令で定めるもの (国等の建築物に設けるものを除く。) 及び当該政令で定めるもの以外 の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの (国等の建築物に設けるものを除く。) の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、 定期に、一級建築土若しくは二級建築土又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けて いる者 (次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。) に検査 (これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。) をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 1 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する 建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級 建築土若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の 点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等(前項の政令で定めるもの 及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、 防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについて は、この限りでない。

5~9 (略)

(建築物調查員資格者証)

- 第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員 資格者証を交付する。
- 一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検(次項第四号及び第三項第三号において「調査等」という。)に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

2~4 (略)

(建築設備等検査員資格者証)

- 第十二条の三 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。
- 2 建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検(次項第一号において「検査等」という。)を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者託の種類に応じて国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者 記を交付する。
- 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

4 (略)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、 第六条から第七条の六まで、第九条から第九条の三まで、第十条及び第九十条の二の規 定は、適用しない。この場合においては、次項から第二十五項までの規定に定めるとこ ろによる。

 $2 \sim 24$ (略)

25 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が 第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第九十条の二第一項の規定に該当する と認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する国 の機関の長等に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべきことを要請しなけ ればならない。

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

	((1)	(2)	(H)	(2)
	用途	(略)	(略)	(略)
$\widehat{\underline{}}$	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これ らに類するもので政令で定めるもの	(量)	(盤)	
$(\overline{})$	病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、 旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので 政令で定めるもの	(略)	(器)	
(Ξ)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの(略)	(略)	(略)	
(団)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)	(器)	
(王)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		(略)	(略)
(<u>K</u>)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政 令で定めるもの	(略)		(器)

○建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) (抜粋)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする

- ─ 法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途 に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が三以上で延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

- 第十六条 法第十二条第一項の安全上、防水上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)とす
- 一 地階又は三階以上の階を法別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主略が一階にないもの
- 三 法別表第一(い)欄(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する建築物
- 四 三階以上の階を法別表第一(い)欄(三)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途 に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物
- 2 注第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。
- 3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 第百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)
- 二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの(常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

(防火戸その他の防火設備)

第百九条 法第二条第九号のニロ、<u>法第十二条第一項</u>、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項 (法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の五までにおいて同じ。)、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条<u>の政令で</u>定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

(器

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第百十五条の三 法別表第一(い)欄の(二)項から(四)項まで及び(六)項(法第八十七条第三項において法第二十七条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので改合で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等 (幼保連携型認定こども園を含む。以

下同じ。)

二 (三)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、

スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

三 (四)項の用途に類するもの 公衆裕場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営

む店舗 (床面積が十平方メートル以内のものを除く。)

四 (六)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

○建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)(抜粋)

(国の機関の長等による建築物の点検)

- 第五条の二 法第十二条第二項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第十八条第十八項の規定による<u>検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行う</u>ものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

- 第六条の二 法第十二条第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第十八条第十八項(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による<u>検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の</u>項目については六年)以内に行うものとする。

O国家賠償法(昭和22年法律第125号)(抜粋)

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

- 第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
- ② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4